

# 大町町こども計画

【素案】

令和8年3月

大 町 町



# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置づけと期間.....	2
3 計画の対象.....	3
4 国・県の動向.....	4
5 計画の策定体制 .....	7
第2章 大町町のこども・若者を取り巻く現状.....	8
1 人口・世帯の動向.....	8
2 婚姻・出生の動向 .....	11
3 就業の状況.....	13
4 こどもの状況.....	14
5 アンケート調査からみるこども・若者の状況 .....	18
6 こども・若者の意見聴取の概要.....	33
7 関係団体等ヒアリング調査結果の概要 .....	37
8 こども・若者を取り巻く課題の整理.....	40
第3章 計画の基本的な考え方 .....	42
1 計画の基本理念 .....	42
2 計画の基本目標 .....	43
3 施策の体系.....	44
第4章 目標と施策.....	45
基本目標1 こども・若者の成長に応じた支援 .....	45
基本目標2 困難を抱えるこども・若者に寄りそった支援.....	53
基本目標3 子育て家庭等への支援.....	65
第5章 子ども・子育て支援事業計画 .....	69
1 教育・保育提供区域の設定.....	69
2 幼児期の学校教育・保育.....	69
3 地域子ども・子育て支援事業.....	72
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	78
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	78
6 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進 に関する体制の確保の内容 .....	79
7 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開.....	79

第6章 計画の推進体制 .....	80
1 計画の推進体制 .....	80
2 計画の進行管理 .....	80
3 目標指標.....	81

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国においては、少子化と人口減少の進行が深刻な問題となっており、働き手の減少による経済の停滞、社会保障制度の持続の危機など、社会のさまざまな分野に影響を及ぼしています。また、生活環境の変化に伴い、児童虐待やひきこもり、地域社会とのつながりの希薄化などが顕著な問題となっています。さらに、近年では、自殺やいじめといった生命・安全に関わる問題、子育て家庭の孤独・孤立、経済格差の拡大などの問題も表面化しており、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、次代の社会を担うすべてのこどもが健やかに成長し、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための体制整備が進められています。

また、「こども基本法」第10条においては、市町村は国の「こども大綱」及び都道府県が策定する「都道府県こども計画」を踏まえ、こども計画を策定するよう努めることとされています。

本町においても、すべてのこども・若者が、健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和6年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」や関連する各種計画を一体化し、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的として、大町町こども計画(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

### 【「こども」の表記について】

「こども基本法」において、「こども」とは、「心身の発達過程にある者」と定義されています。また、同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がなされています。

以上を踏まえ、本計画では、原則として「こども」を用います。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用います。

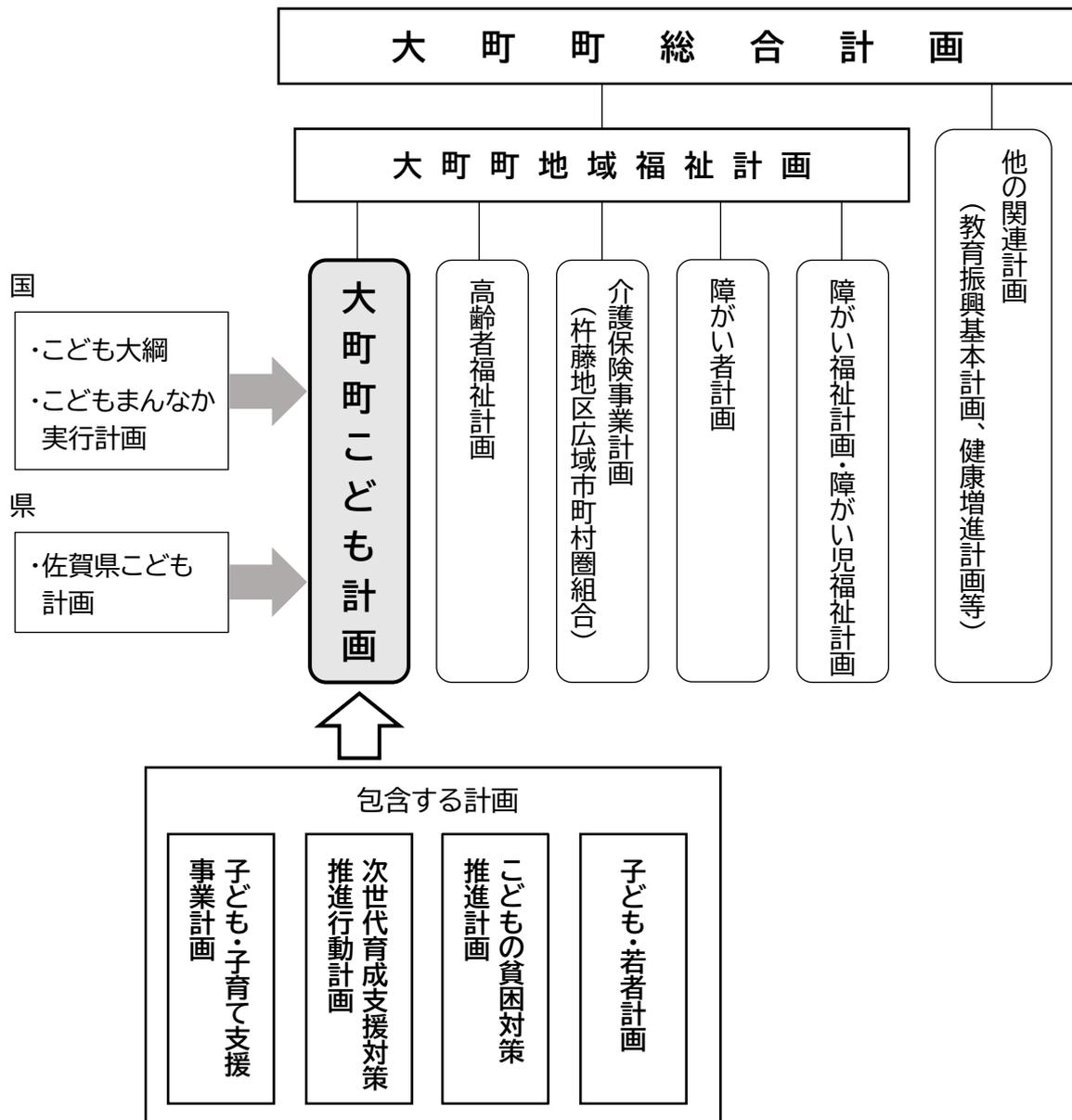
## 2 計画の位置づけと期間

### (1)計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。また、本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、次世代育成支援推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含しています。

本計画の策定にあたっては、「大町町総合計画」(令和4年3月策定)を上位計画とし、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関連計画等との整合を図っています。

【計画の位置づけ】



## (2)計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

### 3 計画の対象

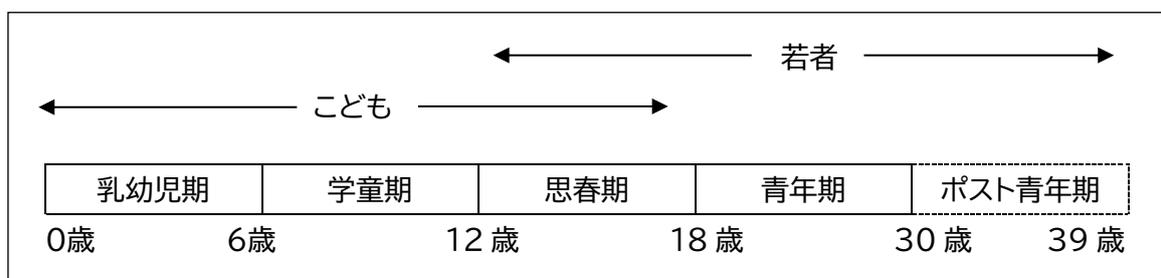
18歳未満のすべての子ども、妊娠、出産期からの保護者、子育て家庭等に加え、青年期、ポスト青年期の若者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている人や円滑な社会生活を営む上で困難を有する人)も対象とします。

#### 【計画の対象(発達段階)】

計画の対象		発達段階(ライフステージ)の特徴
乳幼児期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛着を形成(人に対する基本的信頼感の獲得)する時期</li> <li>・基本的な生活習慣が形成され、道徳性や社会性が芽生える。</li> </ul>
学童期	小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周りの児童との人間関係が形成される時期</li> <li>・自他の尊重の意識や他者への思いやりの意識などが形成される。</li> <li>・発達の個人差から自己に対する肯定感の意識を持ってない場合や劣等感を持つ場合がある。</li> </ul>
思春期	中学生 高校生相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期</li> <li>・仲間同士の評価を強く意識し、親への反抗期が生じる場合がある。</li> </ul>
青年期	概ね18才以上 30歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期の混乱から脱して、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるかを模索し始める。</li> </ul>
ポスト青年期	30歳以上40歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年期を過ぎ、社会の各分野に関して、自分の資質や能力を養い、努力する時期</li> <li>・円滑な社会生活を営むことに困難を有する場合がある。</li> </ul>

※資料:文部科学省「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」に加筆

#### 【子ども・若者の発達段階の年齢区分】



## 4 国・県の動向

### (1)国の動向

下記の表のようにこども・若者への支援に関して制度改正等が行われています。

#### 【こども・子育て支援に関する国の動向】

時期	概要	説明
令和5年 4月1日	「こども基本法」の施行	こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
令和5年 12月22日	「こども大綱」の閣議決定	<p>こども基本法第9条に基づきこども大綱が閣議決定された。こども大綱は、少子化社会対策基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める。</p> <p>また、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱をこども施策に関する基本的な方針としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</li> <li>②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく</li> <li>③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分支援する</li> <li>④良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</li> <li>⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む</li> <li>⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</li> </ul>

時期	概要	説明
令和5年 12月22日	「こども未来戦略」の閣議決定	こども未来戦略は、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という3つの基本理念を掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。また、今後3年間の集中取組期間に「加速化プラン」において実施する具体的な施策について定めている。
	「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定	こどもの居場所に関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点、推進体制などが示された。この指針において居場所とは、「こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。」とし、その場や対象を居場所と決めるのは、こども・若者本人であるとされている。そして、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりが必要不可欠であるとされている。
令和6年 4月1日	「児童福祉法」の改正	児童福祉法が改正され、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能が一体となった「こども家庭センター」設置が努力義務とされた。
令和6年 6月12日	「子ども・若者育成支援推進法」の改正	「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努める対象として明記し、支援の普及を図ることとされた。
令和7年 6月	「こどもまんなか実行計画2025」の決定	こどもまんなか実行計画は、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策等を取りまとめるもので、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において改訂し、継続的にこども施策の点検と見直しを図ることとしている。 「こどもまんなか実行計画2025」においては、こども大綱に掲げられた6つの基本方針の下で、特に、以下の3つの領域に重点的に取り組む。 ①困難に直面するこども・若者への支援 ②未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進 ③「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

## (2)県の動向

佐賀県においては、こども施策全般を体系的にまとめた「佐賀県こども計画」を令和7年3月に策定し、こどもたちが笑顔で健やかに暮らし、安心して子育てができる社会の実現に向け、ライフステージに応じた3つの基本施策と、それぞれに該当する16の施策に取り組んでいるところです。なお、「佐賀県こども計画」のうち、こども施策への県の想いを「こども施策に関する指針」として示し、具体的な施策を「こども施策実行計画」にまとめています。「こども施策実行計画」は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針、母子及び父子並びに寡婦福祉法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づく7つの計画を一体なものとして策定しています。

### 【佐賀県こども計画の概要】

計画の位置 付け	次世代育成支援地域行動計画 子ども・子育て支援事業計画 母子保健計画 子ども・若者計画 ひとり親家庭等自立促進計画 子どもの貧困対策推進計画 社会的養護推進計画
こども施策 に関する 方針	こどもは一人一人が輝く存在 新たなことに挑戦し、時には失敗してもいい 人と関わり、お互いを尊重し いろいろなことを経験しながら こどもたちは未来へ進んでいきます 不安や悩み、困りごとを抱えたときも 周りの大人の温かいまなざしに見守られながら 前向きに成長できる社会にしていきたいと思えます そして、こどもたちが自ら進む将来への夢や希望を応援していきたい 佐賀県には温かい人と人との結びつきや地域の絆があります 「佐賀県で育ってよかった」と思える そんな佐賀県をみんなで創っていきましょう
基本施策	施策1 高い志と佐賀への誇り、やさしさを持った骨太なこどもの育ちを応援 施策2 困りごとがあるこどもや若者、その家庭に寄りそった支援 施策3 自ら進む将来のライフプランを叶える環境づくり

資料：佐賀県こども計画より

## 5 計画の策定体制

### (1)大町町子ども・子育て会議による審議

---

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づき、こどもの保護者や学識経験者等により構成される「大町町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

### (2)アンケート調査及びこどもの意見聴取の実施

---

「こども基本法」及び「こども大綱」では、こども・若者を権利の主体として明確に位置づけ、社会参画・意見反映を重要事項としています。こども計画の策定においても、こども・若者の意見を尊重するプロセスが求められています。

本町においては、こどもや若者の意識や生活の状況を把握し計画に反映させるため、15歳～39歳までの町民を対象にアンケート調査を実施しました。また、こどもや若者の意見を把握し、計画策定の基礎資料及び施策に反映させるため、小学生から39歳までの町民を対象に意見聴取を実施しました。

## 第2章 大町町のこども・若者を取り巻く現状

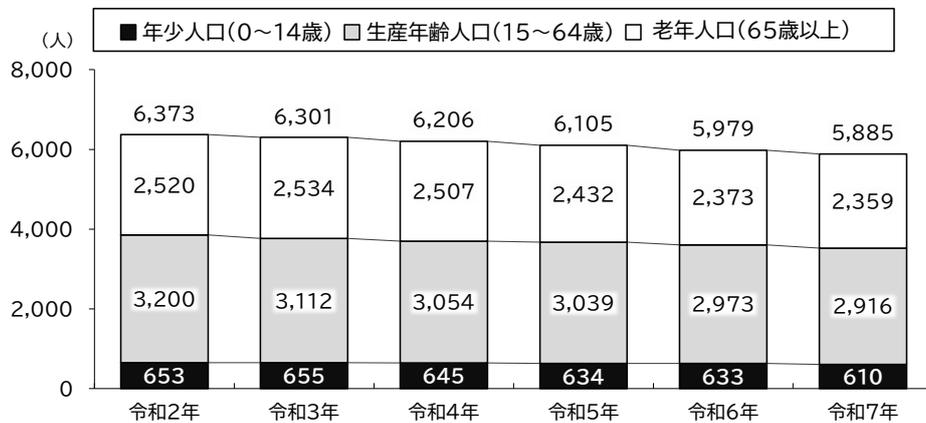
### 1 人口・世帯の動向

#### (1)人口の推移

令和2年から令和7年の総人口は減少しており、令和7年では5,885人となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)のすべての区分で減少傾向となっています。

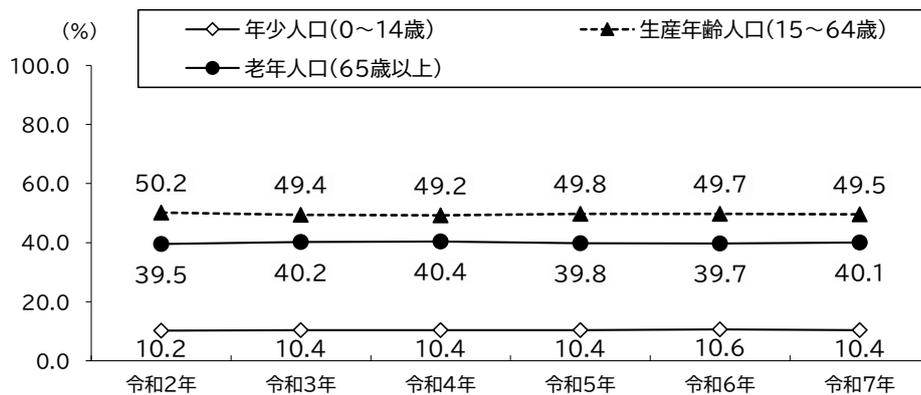
年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口(0～14歳)は令和2年以降は10%台で推移しています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

【年齢3区分別人口構成比の推移】



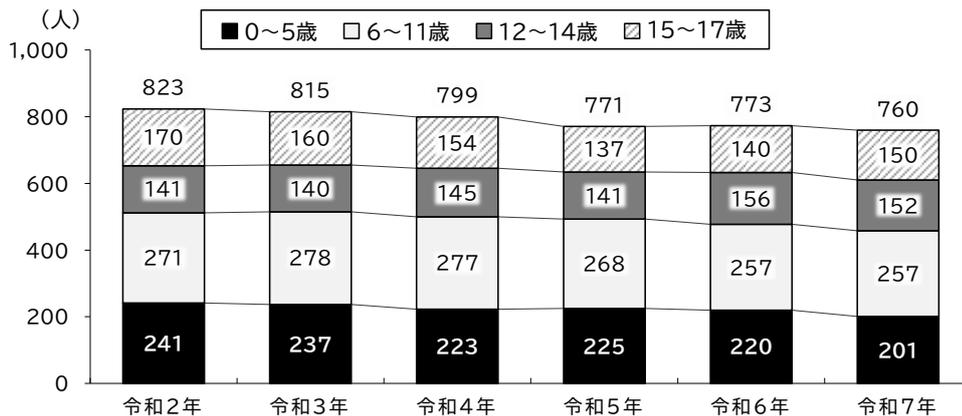
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

## (2)18歳未満の人口の推移

令和2年から令和7年の18歳未満の人口は減少しており、令和7年では760人と令和2年より63人減少しています。

年代別にみると、0～5歳(未就学児)、小学生に該当する6～11歳は減少傾向です。高校生年代の15～17歳は、令和5年まで減少傾向でしたが、その後増加に転じ、令和7年には150人となっています。

【18歳未満の人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

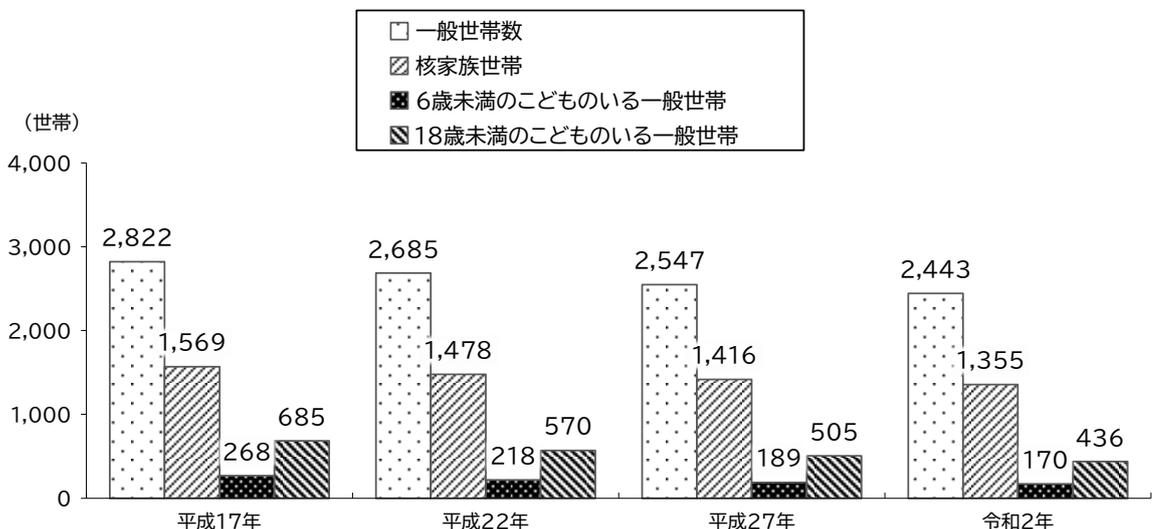
## (3)世帯の動向

### 1)こどもがいる世帯の推移

一般世帯数及び核家族世帯は減少しています。

また、「6歳未満のこどもがいる一般世帯数」は令和2年で170世帯となっており、平成17年から98世帯減少しています。「18歳未満のこどもがいる一般世帯数」は令和2年で436世帯となっており、平成17年から249世帯減少しています。子育て世帯の減少が顕著になっています。

【こどもがいる世帯の推移】

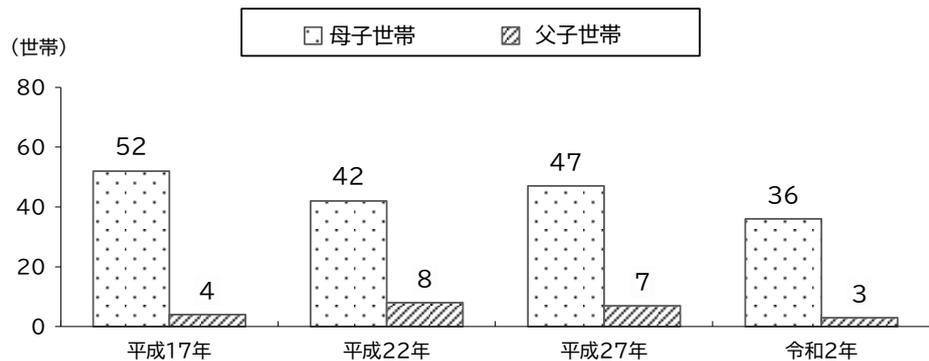


資料:国勢調査

## 2)ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯(18歳未満のこどもがいる世帯のうち、女親とこどもからなる世帯)は、減少傾向で令和2年は36世帯となっています。また、父子世帯(18歳未満のこどもがいる世帯のうち、男親とこどもからなる世帯)は、年により増減がありますが、8世帯以下で推移しており、令和2年は3世帯となっています。

【ひとり親世帯の推移】

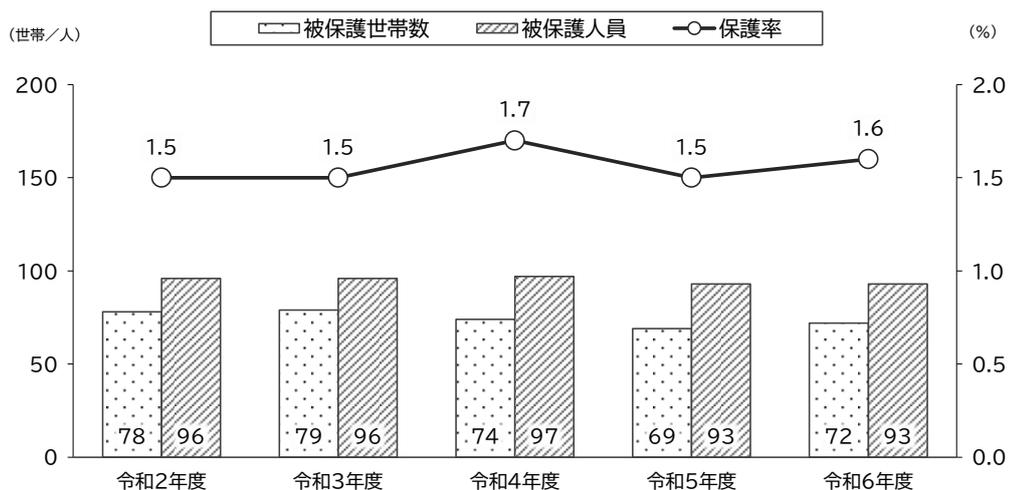


資料:国勢調査

## 3)生活保護受給世帯及び被保護人員の推移

生活保護受給世帯及び被保護人員は、令和6年は72世帯、93人となっています。また、保護率は令和4年度に1.7%まで上昇し、近年で最も高くなっていましたが、令和6年度は1.6%となっています。

【生活保護受給世帯・被保護人員及び保護率の推移】



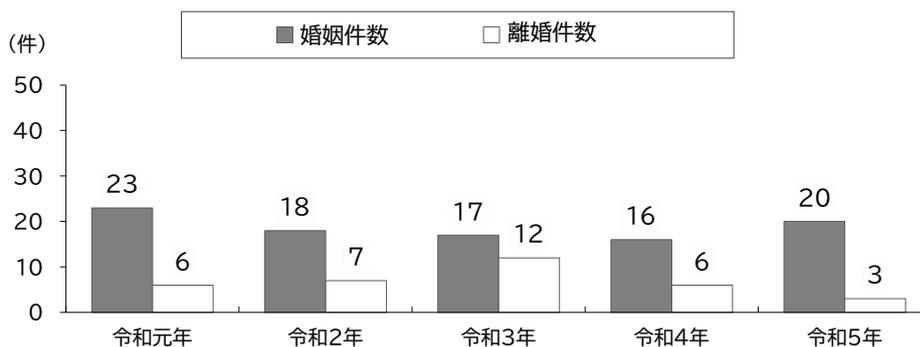
資料:庁内資料

## 2 婚姻・出生の動向

### (1)婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、令和元年以降、減少傾向でしたが、令和5年に増加に転じ20件となっています。また、離婚件数は令和3年まで増加傾向でしたが、令和4年に減少に転じ、令和5年では3件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】



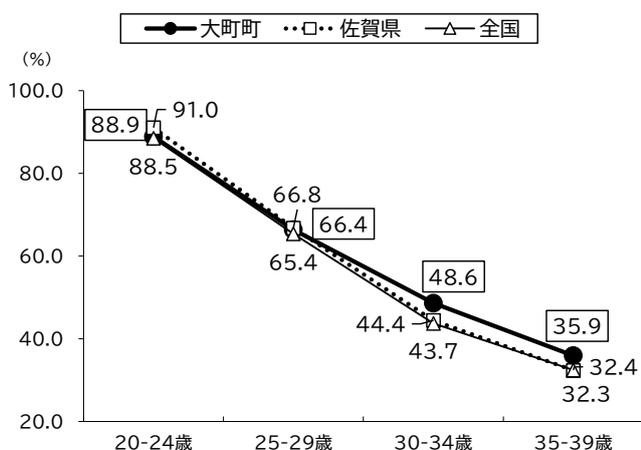
資料：庁内資料

### (2)未婚者の状況

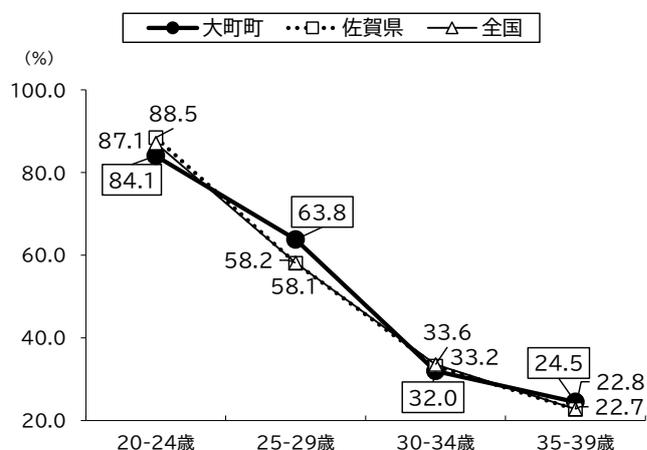
令和2年の男性の未婚率を佐賀県・全国と比較すると、「30-34歳」と「35-39歳」で県・国の値より高くなっています。

また、令和2年の女性の未婚率を佐賀県・全国と比較すると、「20-24歳」と「35-39歳」で県・国の値より高くなっています。

【男性の未婚率の推移】



【女性の未婚率の推移】



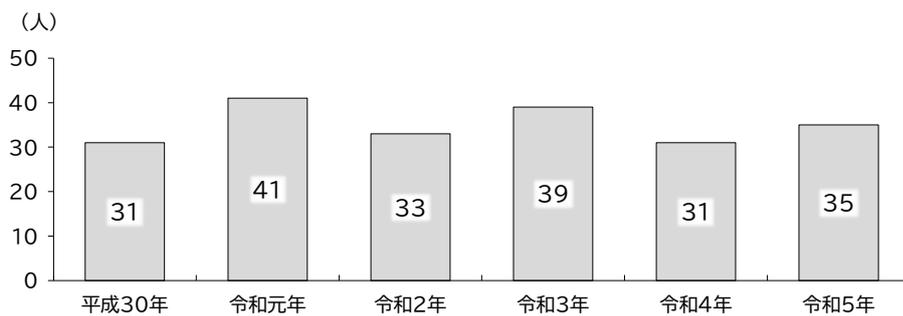
資料：令和2年国勢調査

### (3)出生の動向

出生数は、増減を繰り返しており、令和2年以降は30人台で推移し、令和5年は35人となっています。

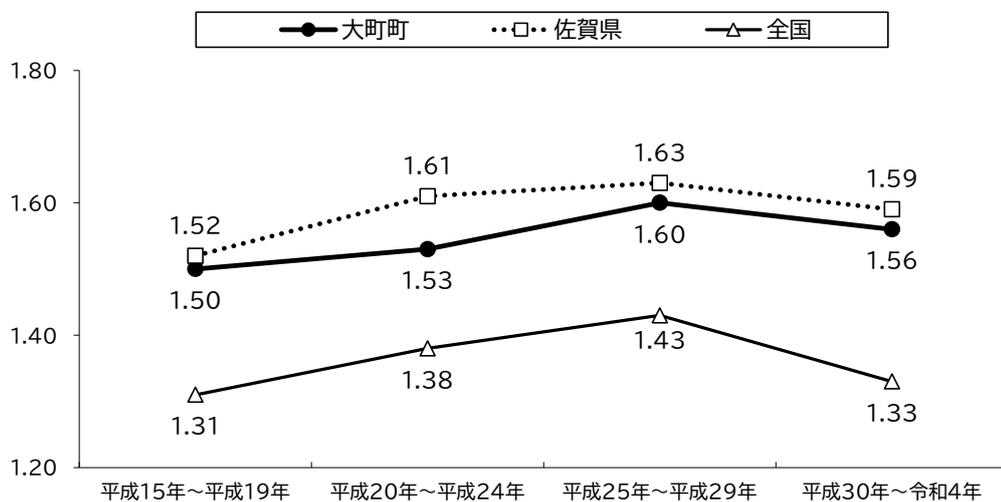
本町の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産むことが見込まれるこどもの数)は、平成25年～平成29年まで上昇していましたが、平成30～令和4年に1.56に低下しています。また、佐賀県・全国と比較すると、全国の値を上回っていますが、佐賀県より低い値で推移しています。

【出生数の推移】



資料:人口動態調査(人口動態統計 確定数)

【合計特殊出生率の推移(県・国との比較)】



資料:人口動態保健所・市区町村別統計

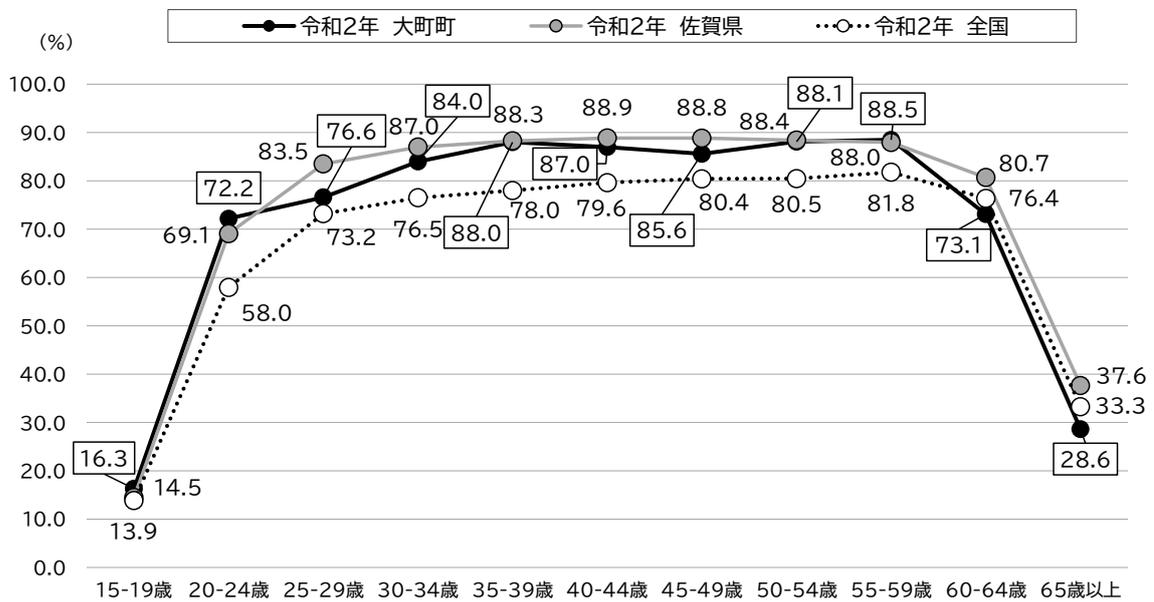
### 3 就業の状況

#### (1) 就業率の推移

令和2年の男性の就業率は、佐賀県・全国と比較すると、「15-19歳」、「20-24歳」、「55-59歳」で県・国の値を上回っています。

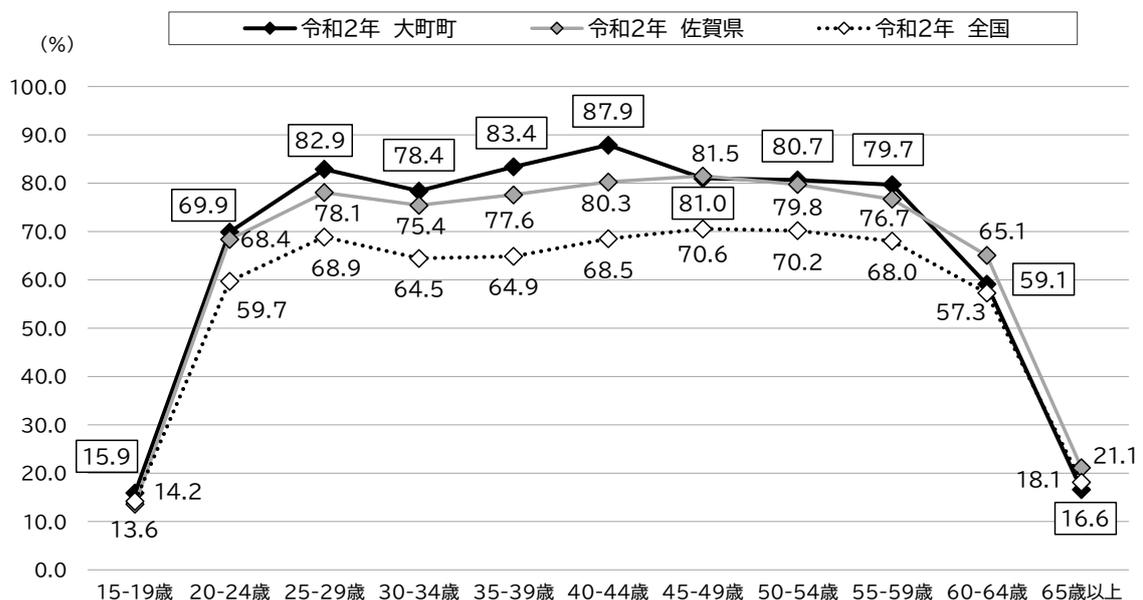
一方、令和2年の女性の就業率をみると、「25-29歳」(82.9%)と「40-44歳」(87.9%)を左右のピークとし、「30-34歳」(78.4%)を底とするM字カーブを描いています。また、佐賀県・全国と比較すると、「45-49歳」、「60-64歳」、「65-69歳」を除いて、県・国を上回っています。

【男性の就業率の推移(県・国との比較)】



資料: 国勢調査

【女性の就業率の推移(県・国との比較)】



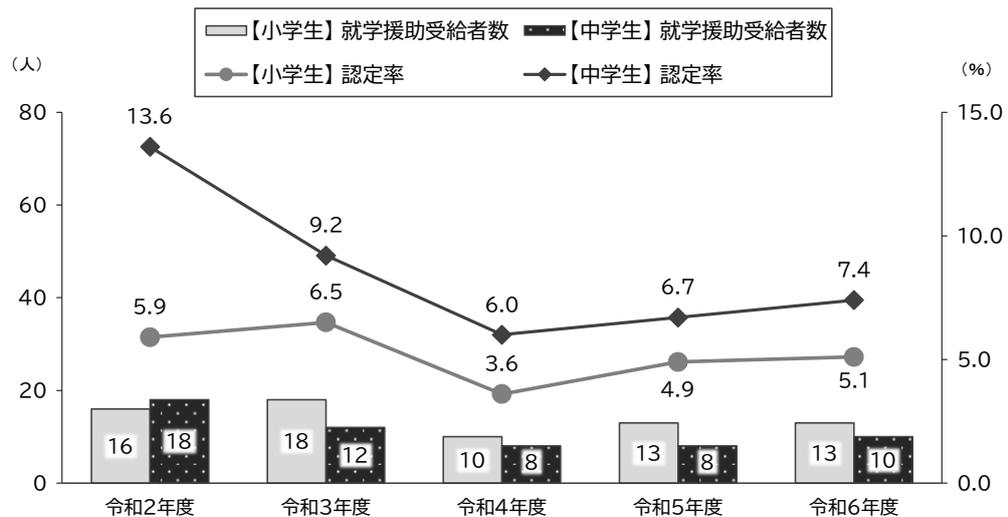
資料: 国勢調査

## 4 こどもの状況

### (1) 就学援助受給者の状況

就学援助受給者数は、令和6年度では小学生が13人、中学生が10人となっています。また、認定率をみると、小学生では令和3年度に6.5%まで上昇し、その後は減少傾向にあります。中学生では、令和4年まで減少傾向にありましたが、令和5年度に増加に転じています。

【就学援助受給者数及び認定率の推移】



資料：庁内資料

### (2) 児童扶養手当受給世帯の状況

児童扶養手当受給世帯総数は減少傾向となっており、令和6年度では52世帯となっています。

【児童扶養手当受給世帯の推移】

(単位:世帯)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子世帯	53	51	46
父子世帯	4	4	4
養育者世帯	1	2	2
総数	58	57	52

資料：庁内資料

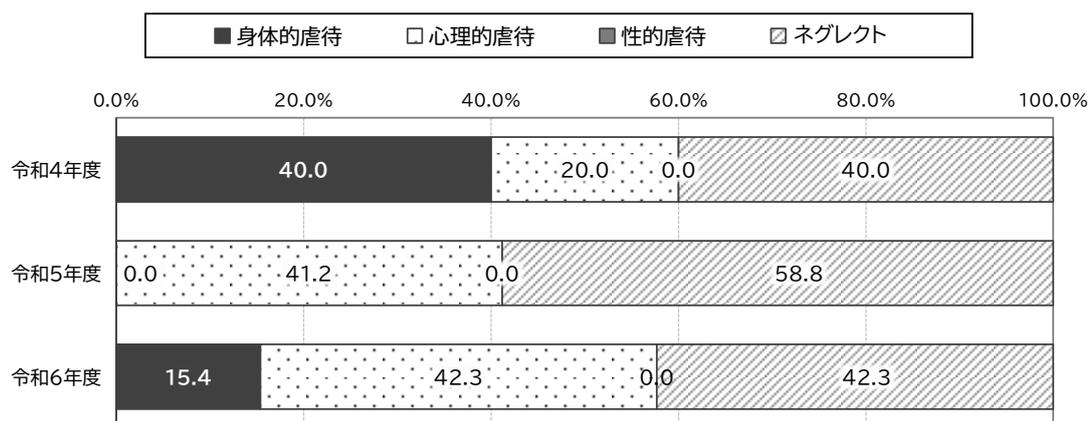
### (3)児童虐待等に関する状況

#### 1)児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳

児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の割合をみると、令和6年度では、「心理的虐待」と「ネグレクト」が42.3%と最も高く、次いで「身体的虐待」が15.4%となっています。

児童虐待相談・通告件数の総数の推移をみると、令和6年度が26件と近年で最も多くなっています。

【児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の推移】



(単位:件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	4	0	4
心理的虐待	2	7	11
性的虐待	0	0	0
ネグレクト	4	10	11
総数	10	17	26

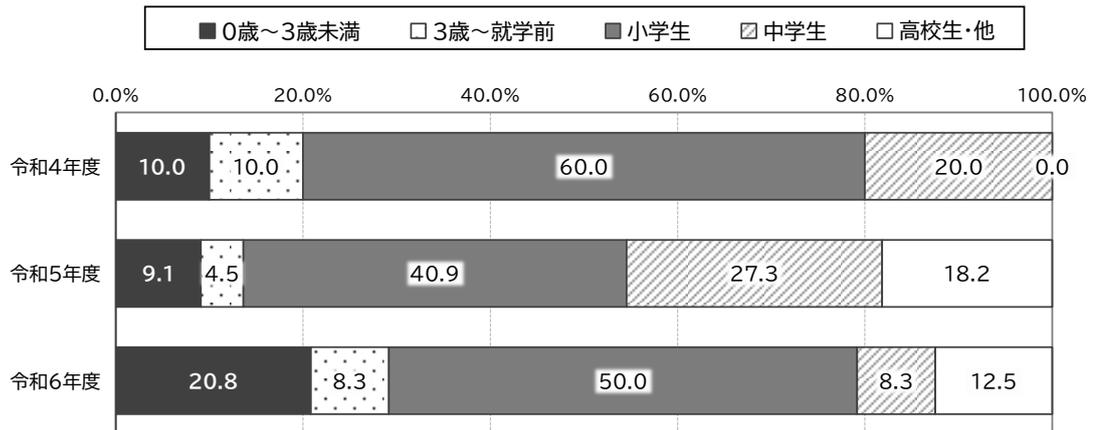
資料:庁内資料

## 2) 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳

児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の割合をみると、令和6年度では「小学生」が50.0%と最も高く、次いで「0歳～3歳未満」が20.8%、「高校生・他」が12.5%となっています。

児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移をみると、中学生未満が増加傾向となっています。

【児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移】



(単位:件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳～3歳未満	1	2	5
3歳～就学前	1	1	2
小学生	6	9	12
中学生	2	6	2
高校生・他	0	4	3
総数	10	22	24

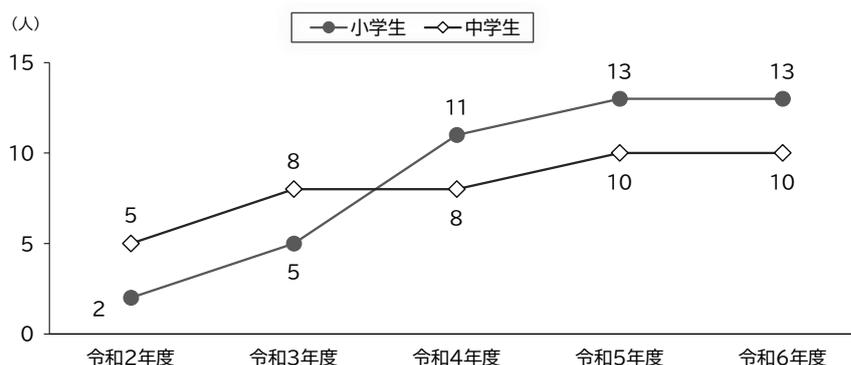
資料:庁内資料

#### (4)不登校等に関する状況

不登校の児童生徒の推移をみると、小学生、中学生ともに増加傾向となっています。

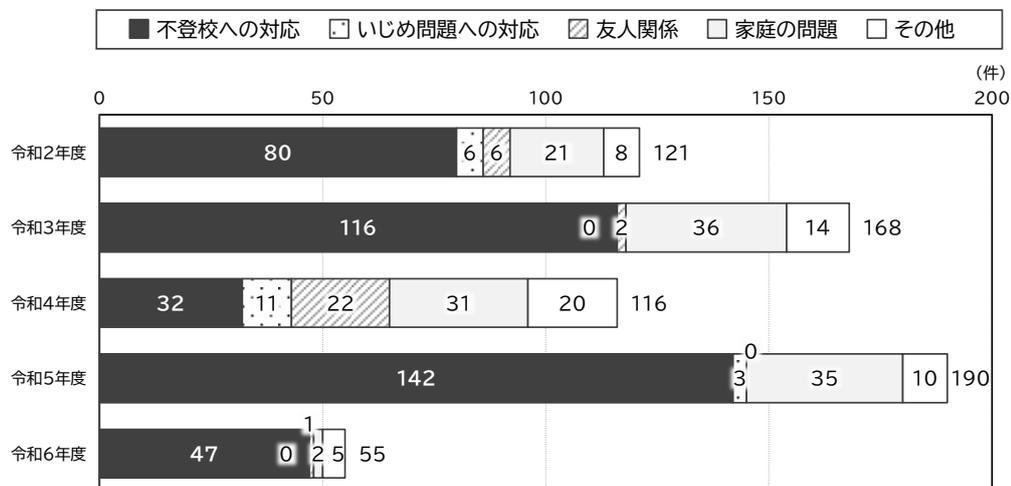
また、スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の内訳をみると、令和6年度では「不登校への対応」が47件と最も多くなっており、次いで「その他」が5件、「家庭の問題」が2件、「友人関係(教職員との関係も含む)」が1件となっています。

【不登校の児童生徒の推移】



資料:庁内資料

【スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の内訳の推移】



資料:庁内資料

## 5 アンケート調査からみるこども・若者の状況

### (1) アンケート調査の実施概要

アンケート調査の種類、実施方法等は次のとおりです。

#### 【調査の種類と実施方法】

調査の対象者	実施方法	調査期間
15歳～39歳の町民	郵送配布、WEB回答	令和7年7月31日～8月12日

#### 【配布数と回収状況】

配布数	回収数	回収率
1,139	223	19.6%

#### 【主な設問項目】

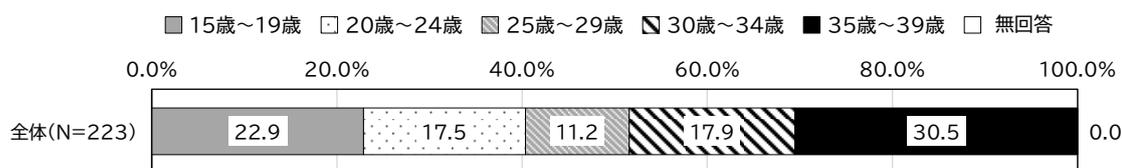
項目
1 あなた自身のことについて
2 日頃の意識と生活について
3 結婚について
4 普段の外出状況について
5 生活の状況と相談環境について
6 住みたい場所について

## (2)アンケート調査結果の概要

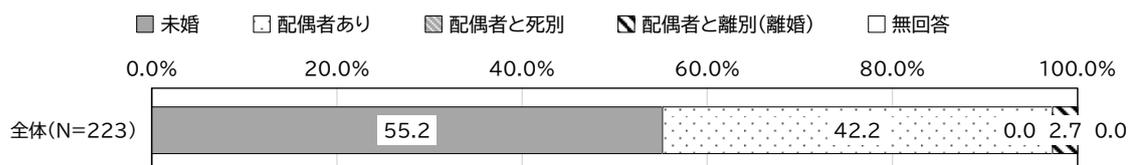
### 1)回答者の状況について

- ・回答者の年齢は、「35歳～39歳」が 30.5%と最も高く、次いで「15歳～19歳」が 22.9%、「30歳～34歳」が 17.9%と続いています。
- ・婚姻の状況は、「未婚」が 55.2%、「配偶者あり」が 42.2%となっています。
- ・68.2%が就労(自営業など含む)しており、26.0%が「学生(予備校生などを含む)」となっています。また、専業主婦・主夫が 1.3%、無職が 2.2%となっています。

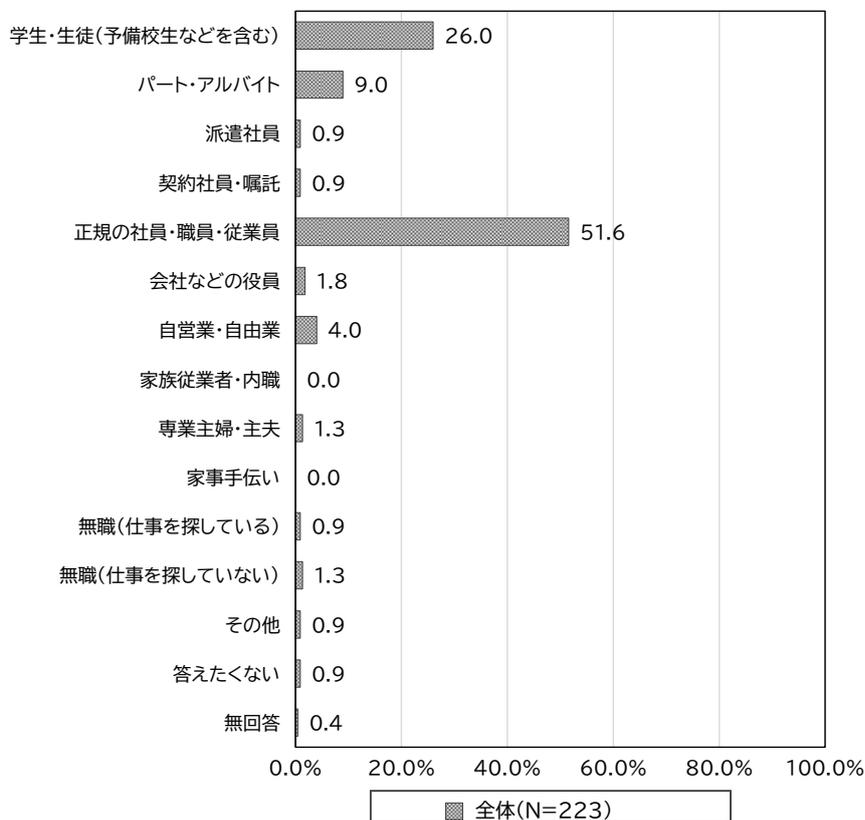
【回答者の年齢】



【婚姻の状況】



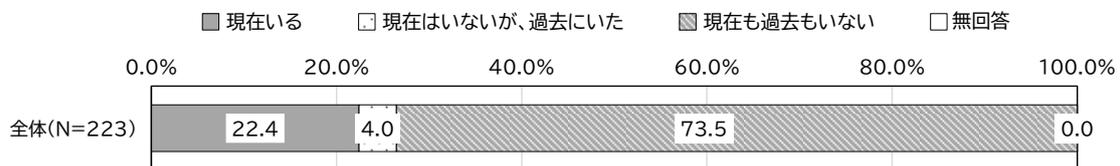
【就業の状況】



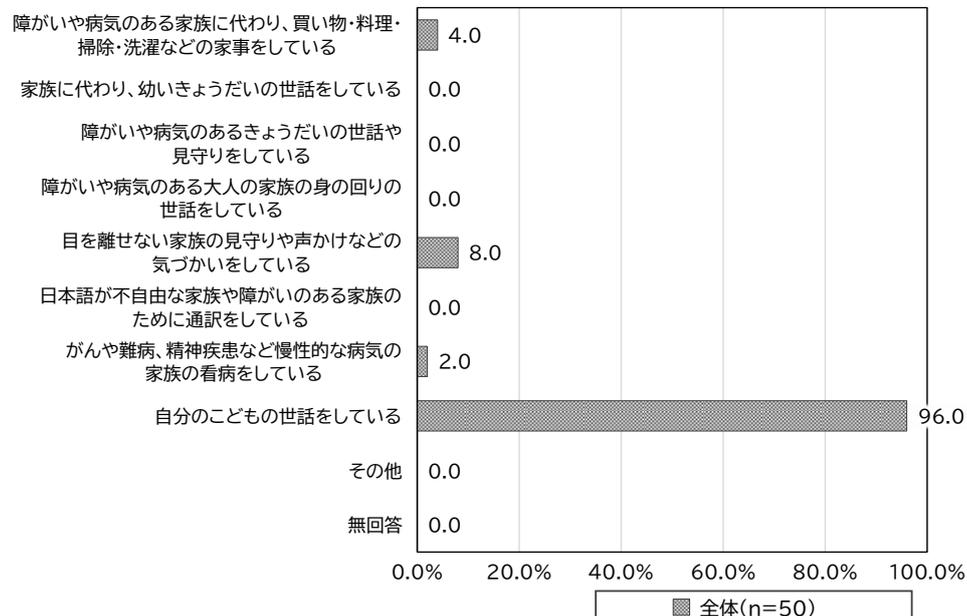
## 2)お世話をしている人について

- ・家族の中にお世話している人が「現在いる」と回答したのは 22.4%、「現在はいいが、過去にいた」と回答したのは 4.0%となっています。
- ・お世話の内容としては、「自分のこどもの世話をしている」が 96.0%と最も高くなっています。「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」が 8.0%、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」が 4.0%、「がんや難病、精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている」が 2.0%となっています。
- ・ヤングケアラーについて「現在あてはまる」と回答した人が 1.8%、「現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う」が 2.2%となっています。

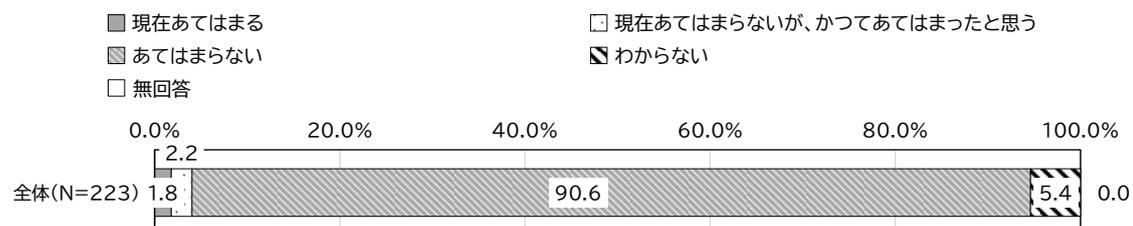
【お世話をしている人の有無】



【お世話の内容】

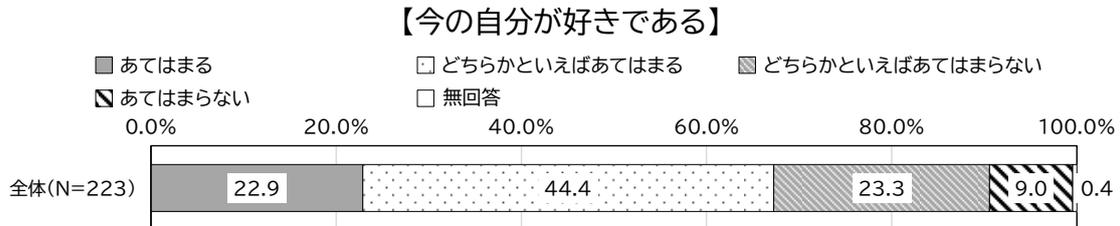


【ヤングケアラーについて】



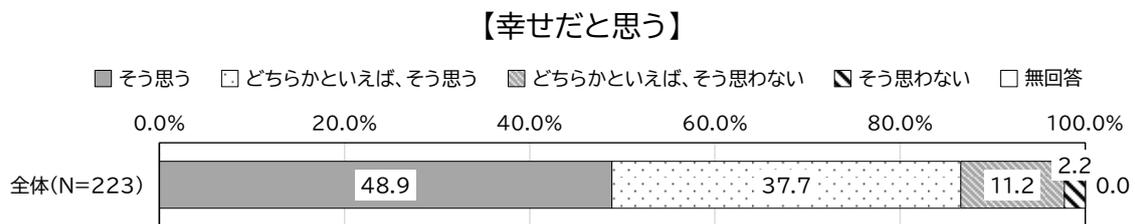
### 3)自己肯定感について

・「今の自分が好きだ」に『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の計）と回答した割合は 67.3%となっています。一方で、『あてはまらない』（「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」の計）と回答した割合は 32.3%となっています。



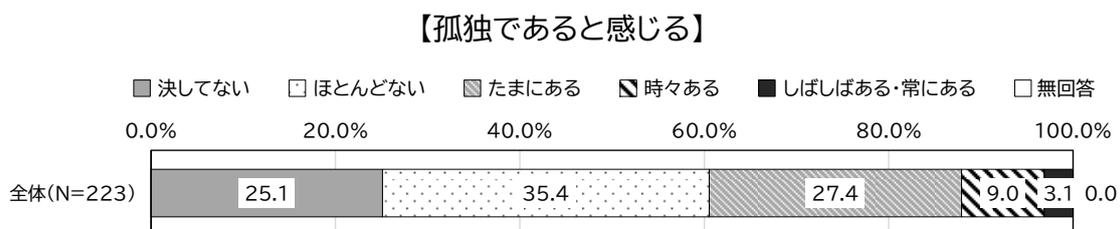
### 4)現在の幸福感について

・『幸せだと思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計）と回答した割合は 86.6%となっています。一方で『幸せだと思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の計）は 13.4%となっています。



### 5)孤独感について

・孤独であると感じることが「たまにある」が 27.4%、「時々ある」が 9.0%、「しばしばある・常にある」が 3.1%となっており、39.5%の人が孤独であると感じています。



## 6)社会貢献意欲について

・『役立つことをしたい』(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計)と回答した割合は 84.7%となっています。一方で『そう思わない』(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の計)と回答した割合は 14.8%となっています。

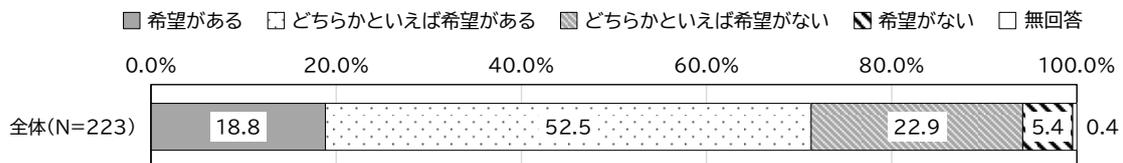
【社会のために役立つことをしたい】



## 7)将来の希望について

・『希望がある』(「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の計)と回答した割合は 71.3%となっています。一方で『希望がない』(「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」の計)と回答した割合は 28.3%となっています。

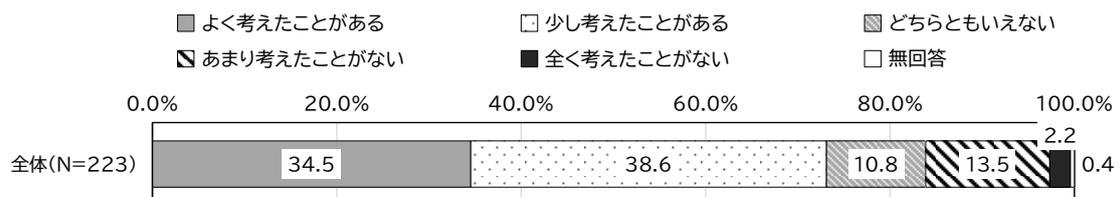
【将来に明るい希望がある】



## 8)ライフプランについて

・『考えたことがある』(「よく考えたことがある」と「少し考えたことがある」の計)と回答した割合は 73.1%となっています。一方で『考えたことがない』(「あまり考えたことがない」と「全く考えたことがない」の計)と回答した割合は 15.7%となっています。

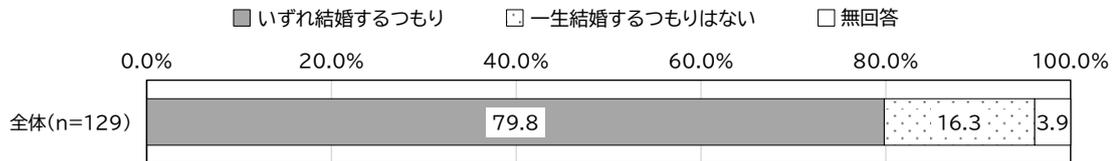
【ライフプランについて考えたことがある】



## 9)結婚に対する考え方について

- ・現在、配偶者がいない人のうち、「いずれ結婚するつもり」が 79.8%、「一生結婚するつもりはない」が 16.3%となっています。

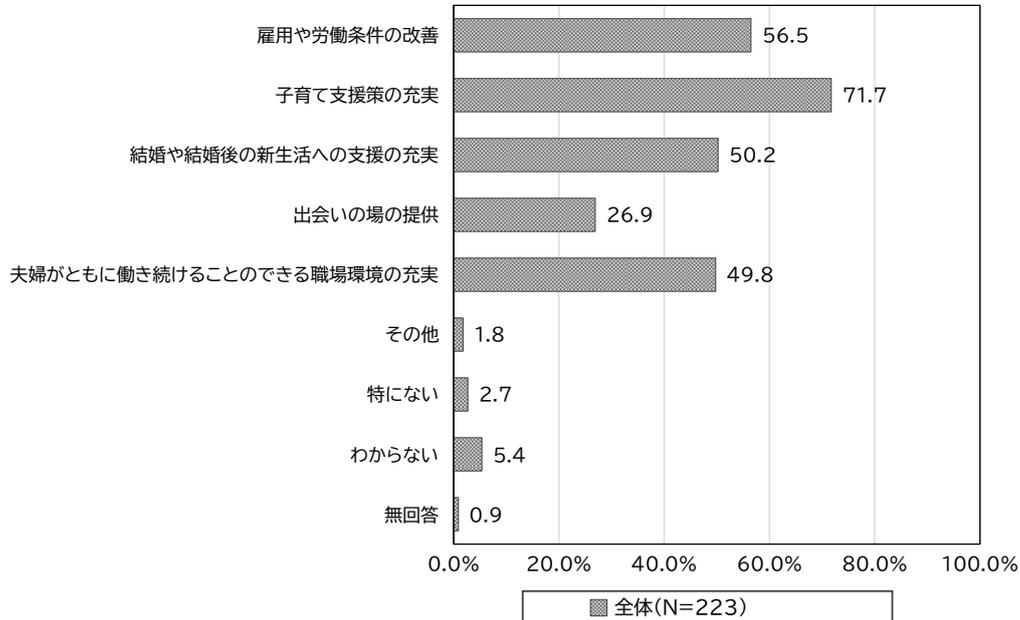
【結婚に対する考え方】



## 10)結婚を希望する人への支援について

- ・結婚を希望する人を支援するために重要だと思うことは、「子育て支援策の充実」が 71.7%と最も高く、次いで「雇用や労働条件の改善」(56.5%)、「結婚や結婚後の新生活への支援の充実」(50.2%)、「夫婦がともに働き続けることのできる職場環境の充実」(49.8%)と続いています。

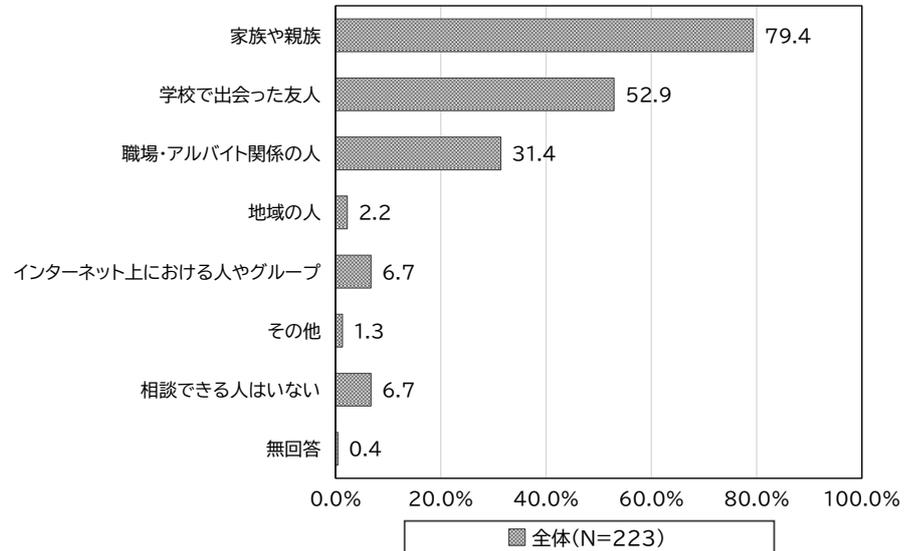
【結婚を希望する人を支援するために重要だと思うこと】



## 11) 悩みを相談できる人について

・「家族」が 79.4%と最も高く、次いで「学校で出会った友人」(52.9%)、「職場・アルバイト関係の人」(31.4%)と続いています。

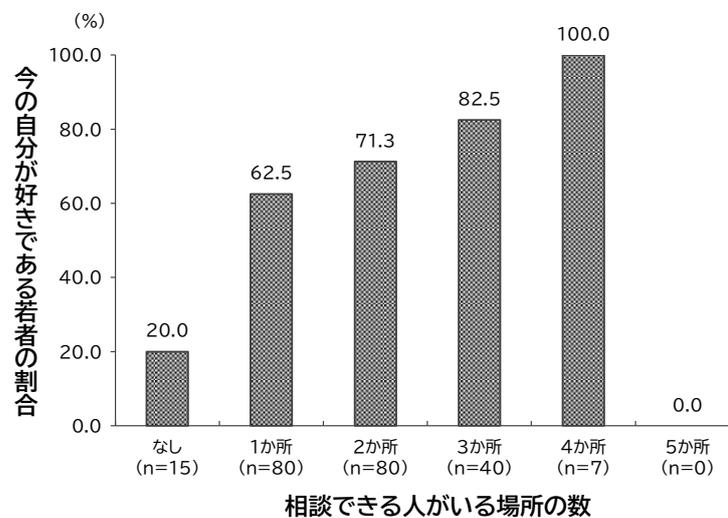
【何でも悩みを相談できる人】



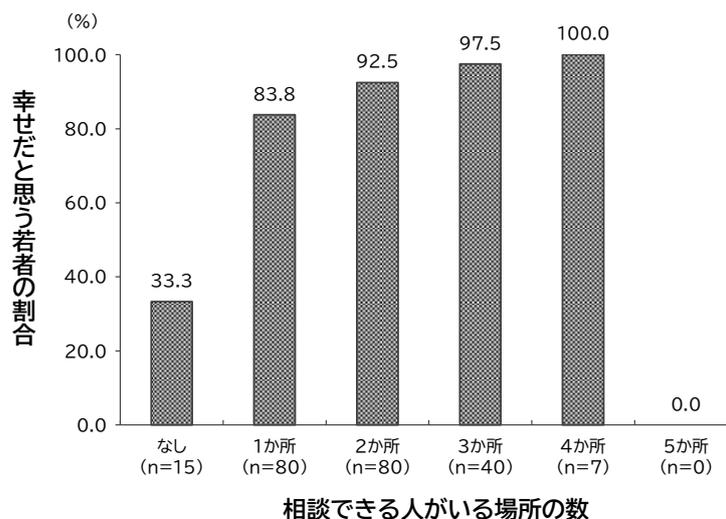
## 12) 相談できる人がいる場所の数と自己肯定感・幸福感の関係

- ・国の「こども・若者の意識と生活に関する調査 報告書」では、相談できる人がいる場所の数が多いほど、自己肯定感や幸福感などを肯定的に認識する割合が高くなる傾向が示されています。本町のアンケート調査においても、国の調査結果と同様の傾向がみられます。
- ・相談できる人がいる場所が「なし」の場合と「1か所」以上の場合をみると、自己肯定感では 42.5 ポイント以上、幸福感では 50.5 ポイント以上となっており、大きな差があります。

【相談できる人がいる場所の数と自己肯定感の関係】



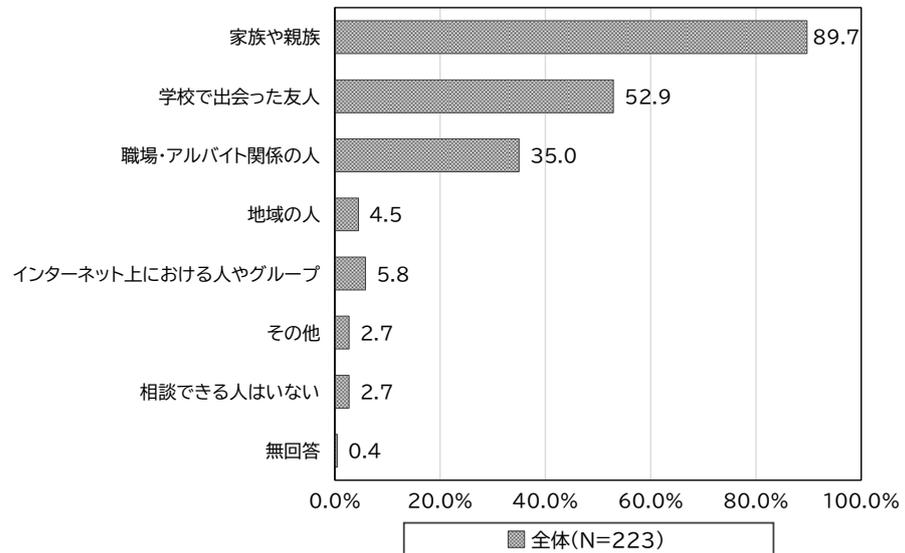
【相談できる人がいる場所の数と幸福感の関係】



### 13)困ったときに助けてくれる人について

・「家族」が 89.7%と最も高く、次いで「学校で出会った友人」(52.9%)、「職場・アルバイト関係の人」(35.0%)と続いています。

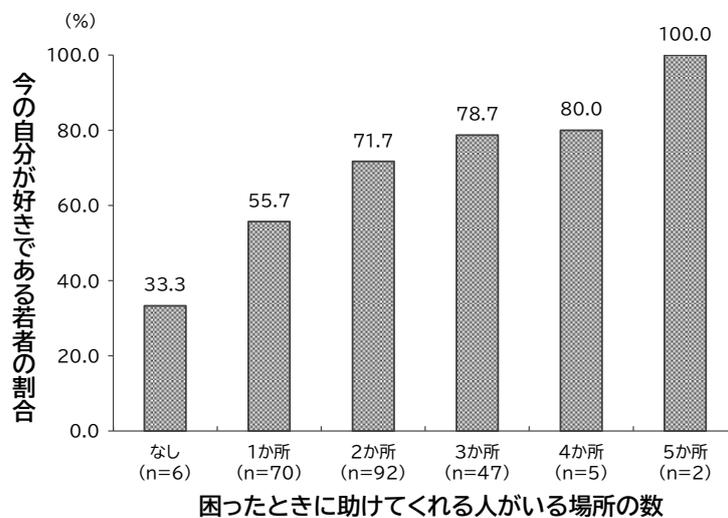
【困ったときに助けてくれる人】



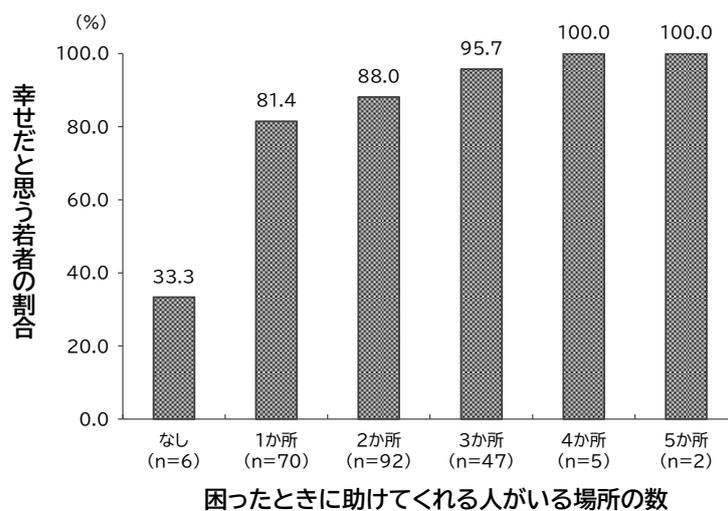
#### 14) 困ったときに助けてくれる人がいる場所の数と自己肯定感・幸福感の関係

- ・国の「こども・若者の意識と生活に関する調査 報告書」では、困ったときに助けてくれる人がいる場所の数が多いほど、自己肯定感や幸福感などを肯定的に認識する割合が高くなる傾向が示されています。本町のアンケート調査においても、国の調査結果と同様の傾向がみられます。
- ・困ったときに助けてくれる人がいる場所が「なし」の場合と「1か所」以上の場合をみると、自己肯定感では 22.4 ポイント以上、幸福感では 48.1 ポイント以上の差があります。

【困ったときに助けてくれる人がいる場所の数と自己肯定感の関係】



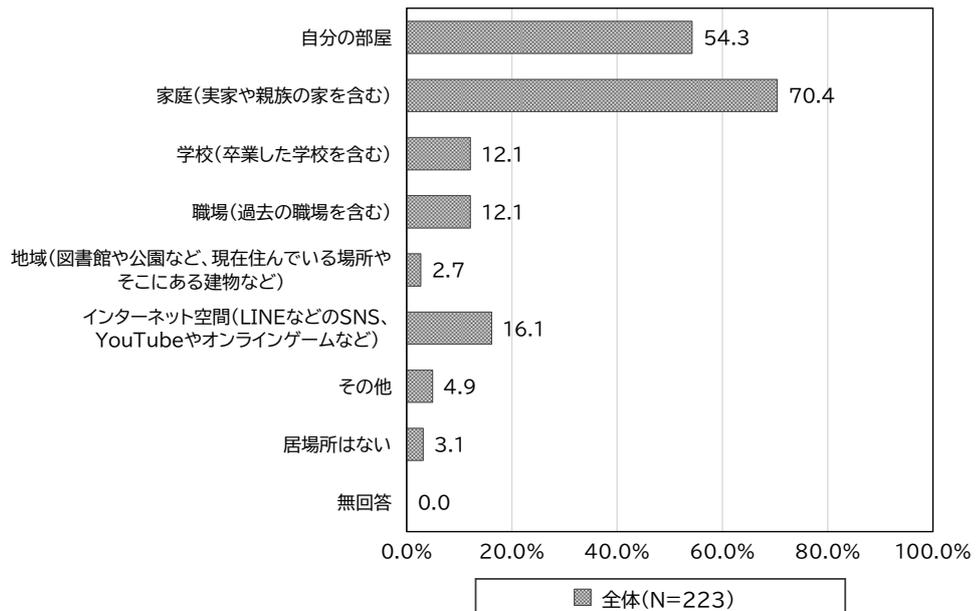
【困ったときに助けてくれる人がいる場所の数と幸福感の関係】



### 15)居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)について

- ・9割以上の方が安心できる場所が1つ以上あると回答しています。
- ・「家庭(実家や親族の家を含む)」が 70.4%と最も高く、次いで「自分の部屋」(54.3%)、「インターネット空間(LINEなどのSNS、YouTubeやオンラインゲームなど)」(16.1%)と続いています。

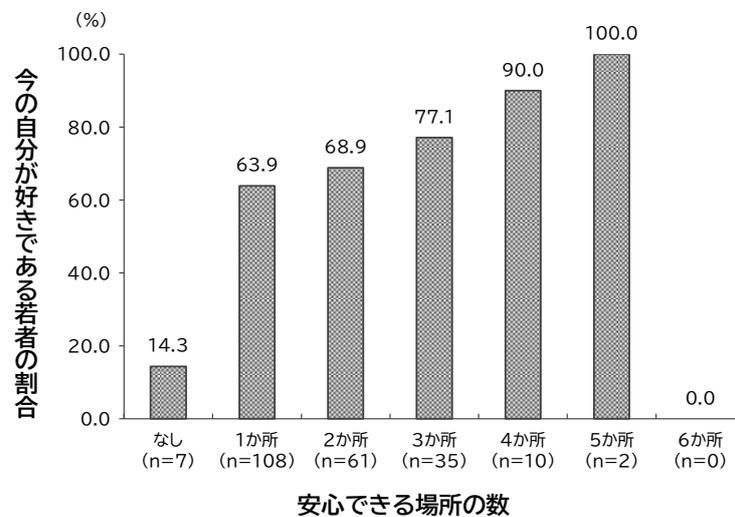
【安心できる場所】



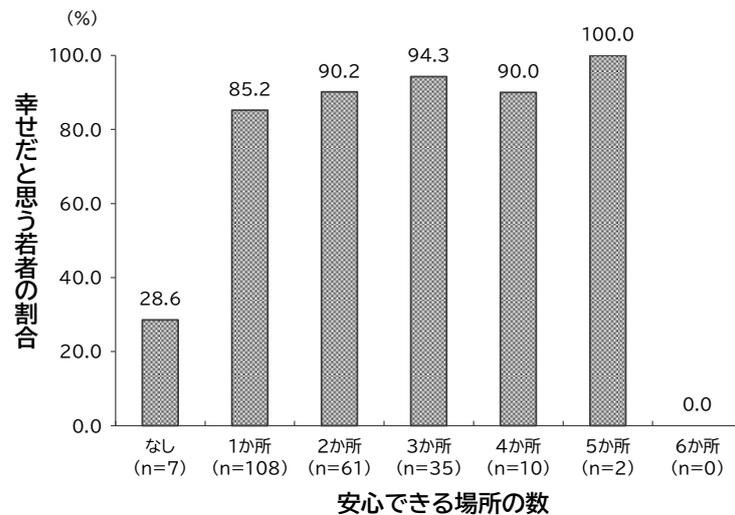
## 16)居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)の数と自己肯定感

- ・国の「こども・若者の意識と生活に関する調査 報告書」では、安心できる場所の数が多いほど、自己肯定感や幸福感などを肯定的に認識する割合が高くなる傾向が示されています。本町のアンケート調査においても、国の調査結果と同様の傾向がみられます。
- ・安心できる場所が「なし」の場合と「1か所」以上の場合をみると、自己肯定感では 49.6 ポイント以上、幸福感では 56.6 ポイント以上となっており、大きな差があります。

【安心できる場所の数と自己肯定感の関係】



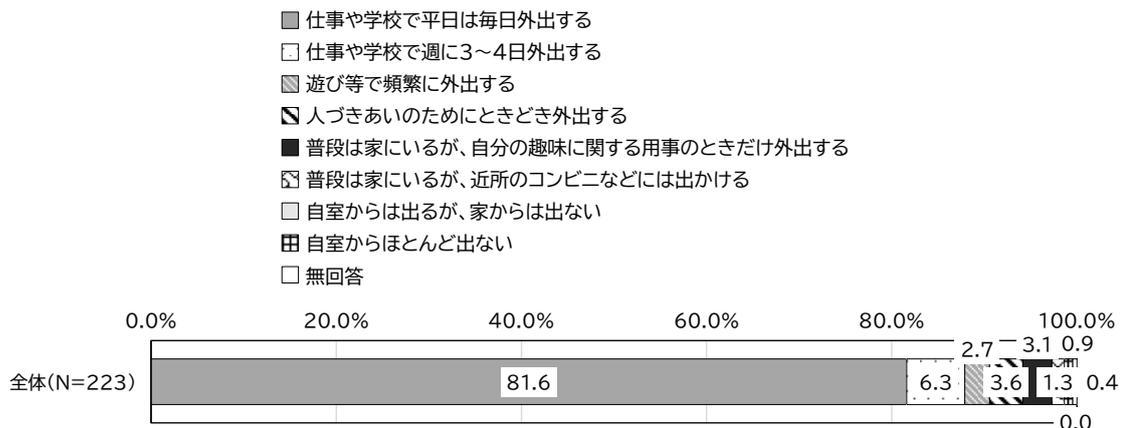
【安心できる場所の数と幸福感の関係】



## 17)外出の状況について

- ・「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」が 3.1%、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が 1.3%、「自室からほとんど出ない」が 0.9%みられます。
- ・国の「こども・若者の意識と生活に関する調査 報告書」では、普段の外出状況やその期間、理由等から「広義のひきこもり群」を定義しています。本町のアンケート調査では、「広義のひきこもり群」に該当する人は 1.8%みられます。

【外出の状況(高校生年代以上)】



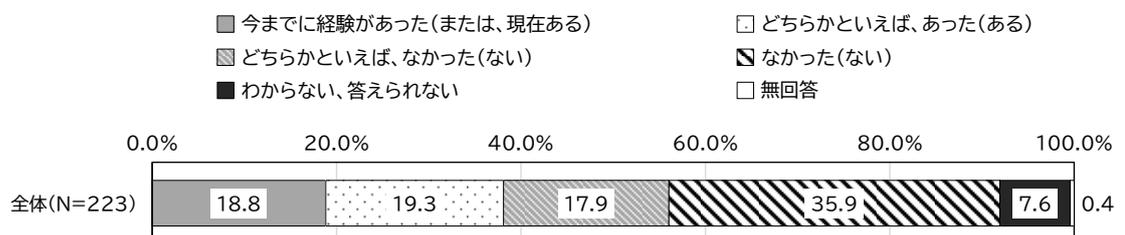
【ひきこもりの状況】



## 18)社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について

- ・社会生活や日常生活が円滑に送れなかった経験が『ある』(「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」の計)と回答した割合は 38.1%となっています。一方で『ない』(「なかった(ない)」と「どちらかといえば、なかった(ない)」の計)と回答した割合は 53.8%となっています。

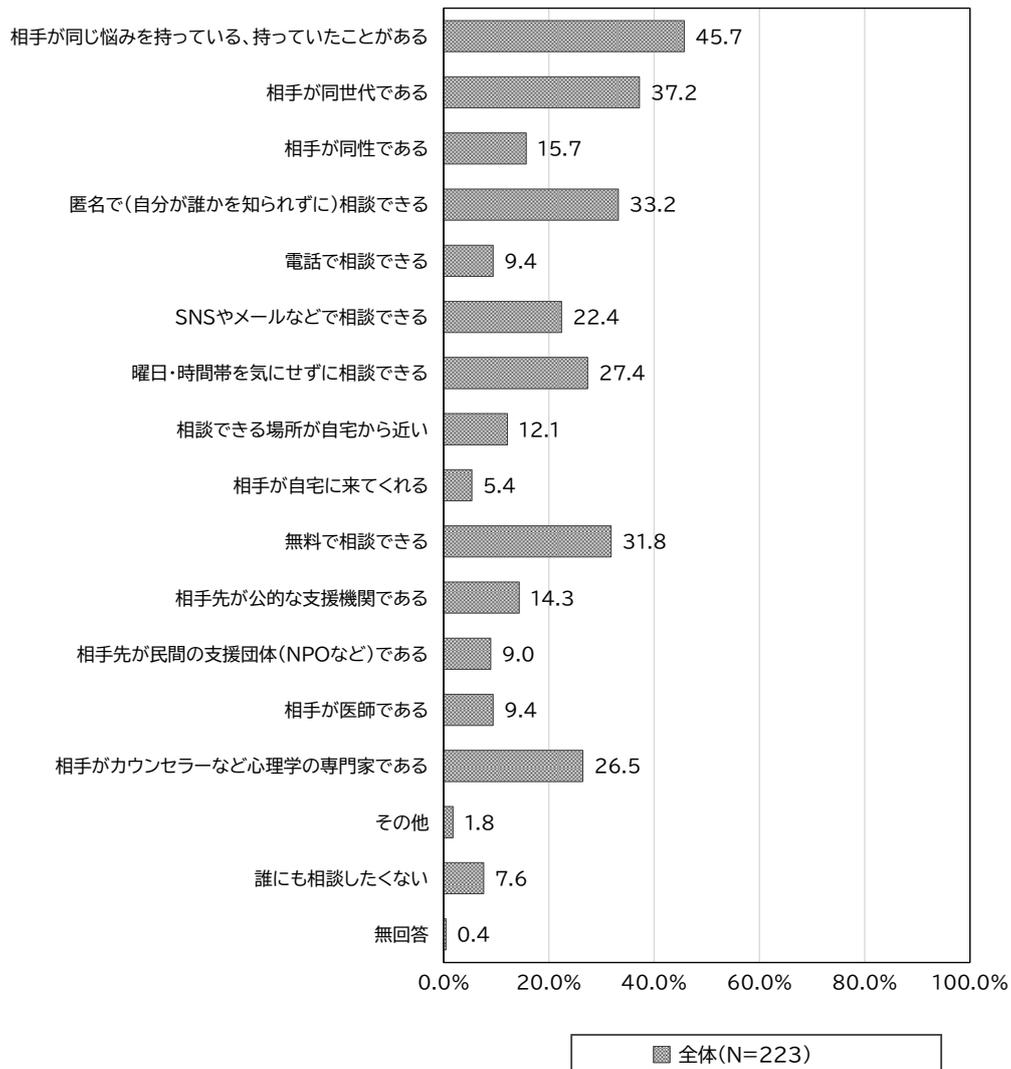
【社会生活や日常生活が円滑に送れなかった経験(高校生年代以上)】



## 19)相談したいと思う人や場所について

・「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が 45.7%と最も高く、次いで「相手と同世代である」(37.2%)、「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」(33.2%)、「無料で相談できる」(31.8%)と続いています。

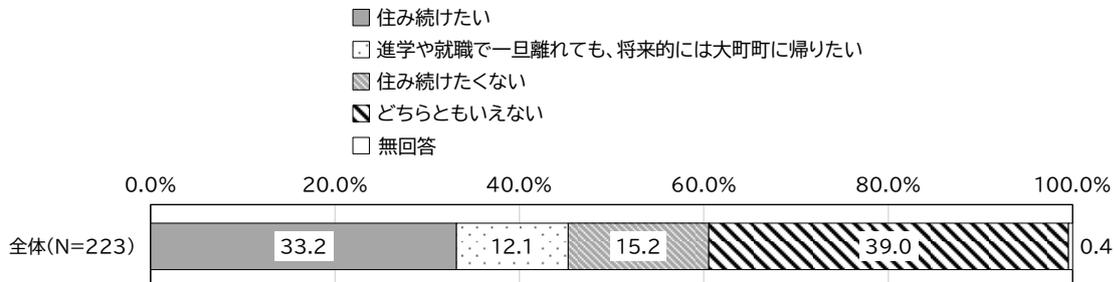
### 【社会生活や日常生活が円滑に送れない時に相談したい人や場所】



## 20)居留意向について

・「どちらともいえない」が 39.0%と最も高く、次いで「住み続けたい」(33.2%)、「住み続けたくない」(15.2%)と続いています。

【居留意向】



【回答の理由】

選択肢	理由
住み続けたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好きだから。</li> <li>・地元で働き続けて貢献したい。</li> <li>・町の子育て支援が充実しているから。 等</li> </ul>
進学や就職で一旦離れても、将来的には大町町に帰りたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度は就職で家を出てみたいから。</li> <li>・都会とは違った田舎の良さが大町町にはあるから。</li> <li>・自分が育った場所なので親しみを感じる。 等</li> </ul>
住み続けたくない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分が就きたい職業に就くには大町町から出ないといけないから。</li> <li>・色々なことが不便 等</li> </ul>
どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住みやすい場所ではあるが、通学や通勤がしやすい場所が他にあれば転居する可能性も十分にあるから。</li> <li>・将来的に自分に合うかわからないし、交通の便があまりよいとは思えない。 等</li> </ul>

## 6 こども・若者の意見聴取の概要

### (1) こども・若者の意見聴取の実施概要

本計画の策定にあたって、小学生から39歳までの若者を対象に意見聴取を実施しました。実施方法は次のとおりです。また、次頁からのこどもの意見については、基本的にこども達の発言のまま記載していますが、同一の事柄や類似している内容については整理していません。

#### 【意見聴取の実施方法】

##### ① 小学生

実施日	令和7年9月5日(金) 16時10分～16時50分
対象者	学童保育所の利用者
実施場所	わかば学級
実施方法	実施日に来所している児童を対象に、少人数のグループごとに聴き取りを実施

##### ② 中学生

実施日	令和7年10月
対象者	中学生
実施方法	協力者に意見聴取シートを配付し、意見を集約

##### ③ 高校生年代以上

実施日	令和7年8月12日(火) 13時30分～14時30分
対象者	15歳～39歳の町民
実施場所	大町町公民館
実施方法	参加者に集まってもらい聴き取りを実施 ※10代後半(高校生)の2名、30代後半の2名に実施

## (2)意見のまとめ

### 1)放課後や休日の過ごし方

#### ① 現在の放課後や休日の過ごし方

小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族とお出かけ (買い物、公園、室内で遊べる所)</li> <li>・YouTubeをみる。</li> <li>・テレビをみる。</li> <li>・きょうだいと家の中で遊ぶ。</li> <li>・習いごと(習字、太鼓等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホのゲーム、ゲーム</li> <li>・近所の友だちと遊ぶ。</li> <li>・宿題をする。</li> <li>・勉強をする。</li> <li>・休みの日は寝ている。</li> <li>・家族でランニング 等</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活</li> <li>・家でゴロゴロ</li> <li>・勉強</li> <li>・家でゲーム 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書</li> <li>・昼寝をしている</li> <li>・趣味</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塾</li> <li>・犬の世話</li> <li>・カラオケ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物</li> <li>・休日はゴロゴロしている。</li> <li>・アルバイトしている友だちもいる。等</li> </ul>

#### ② 希望する放課後や休日の過ごし方

小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体を動かして遊びたい。</li> <li>・広い場所で鬼ごっこしたい。</li> <li>・大きなグラウンドで走りたい</li> <li>・ボールを思いっきり蹴りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランコ、シーソーのある公園で遊びたい。</li> <li>・サッカーのチームに入りたい。</li> <li>・運動したい。 等</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強ができる場所</li> <li>・北海道のような雄大な土地</li> <li>・家で過ごしたい</li> <li>・いつでも使える広い図書館やその近くにコンビニ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然がたくさんある場所</li> <li>・立派な図書館がある場所</li> <li>・みんなで集まれる場所</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の市町の図書館のように勉強できる場所があればよいと思う。</li> <li>・運動は大切だと思うが、部活動をしていないと運動の機会がない。</li> </ul>	

### 2)将来の夢や希望について

#### ① 将来の夢や希望を実現するために必要なこと、まちや社会に応援してもらいたいこと

小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やってみたい仕事を実際に体験してみたい。</li> <li>・自分から進んで行動できるように応援してほしい。</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の人と話してみたい。</li> <li>・夢をかなえるためには、勉強、学力が必要</li> <li>・お金が必要</li> <li>・毎日の努力</li> <li>・学校の先生になるために必要なこと、ものを教えてもらいたい。</li> </ul>

高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校以外にも大学進学など進路のアドバイスをしてくれる人がいてくれたらよいと思う。</li> <li>・塾に通えなくても勉強を教えてくれる場所、「まちじゅく」の他にも中高生も行ける学習の場があればよいと思う。</li> </ul>
-----	--

### 3)困っていること、要望・希望などについて

#### ① 普段の生活で困っていること、不安に思うこと

小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家でゆっくりしたいときも、わかば学級に行かないといけない。</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にない。</li> <li>・大町駅を利用するとき、夏は暑くて冬は寒いので、ギリギリの時間に駅に向かっているが、電車が遅れたときはどうしようもない。</li> <li>・ほしい物があるとき、大人と一緒に行かないと買い物ができないような場所にしか大きな店がないので、町の中にも店をつくってほしい。</li> </ul>

#### ② まちや社会(周りの大人)への要望や希望

小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかば学級以外のところでも過ごしたい。</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろんな職業の人の話を聞いてみたい。</li> <li>・駅前をもう少し活発にしてほしい。学生が買いやすい価格帯の物を売ったり、イルミネーションをしたりしてほしい。</li> <li>・図書室の充実</li> </ul>

#### 4)これからの大町町について

##### ① 大町町で暮らし続けるために必要なことや町への具体的な提案など

<p>高校生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもが遊べる場所、涼しくて遊べる場所、勉強できる場所があったらよいと思う。新しくできる複合施設が楽しみ。</li> <li>・ペリドットではどんなことをしているのか気になるが、入りにくい。また、勉強してもよい場所がわからない。施設などの情報を詳しく知りたい。</li> <li>・高校生も行きたいと思えるようなイベントを増やしてほしい。イベントの企画段階から高校生や大学生などが参加することで、若い人の参加も増えるのではないか。</li> <li>・一人暮らしをしたいという夢がある高校生は多い。大町町は家族向けのアパートが多いため、一人暮らしできるアパートもあれば住む場所の選択肢のひとつに入ると思う。</li> </ul>
<p>高校生以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は「かごかき競争」が毎年あったが、今は中止になったままのため、このような催しが増えれば、人も集まってくるのではないか。</li> <li>・大学入学をきっかけに町を出ることが多く、佐賀に戻ってきたとしても大町町ではなく、佐賀市内などに住んでいることが多い。</li> <li>・大町駅には特急が停まらないため、他の駅を使っている。公共交通機関がもう少し充実したらよいと思う。</li> <li>・通勤するのに大町駅まで車を使う人が多い。駅周辺の駐車場が足りていないため、駐車場の整備が必要だと思う。</li> <li>・図書館はあるが、古い感じがする。若い人も行きやすいような工夫が必要だと思う。</li> <li>・就職活動をしていると、書いてある条件と実際は違っていることもあるため、ブラック企業と言われるような企業を排除した職業紹介をもらえる、仕事を楽しめる人が増えると思う。</li> <li>・大町町では婚活サポーターがお見合いなどのセッティングを行っているが、大町町だけでイベントを開催すると、役場の人も知り合いが多く、相手も知り合いの知り合いになってしまう。大町町だけではなく、もう少し広い地域の範囲で参加者がいるのであれば参加しやすいと思う。</li> </ul>

## 7 関係団体等ヒアリング調査結果の概要

### (1)関係団体等ヒアリング調査の実施概要

本計画の策定にあたって、こどもや若者、子育て家庭等の現状や課題を把握するために、関係団体や支援者を対象にヒアリング調査を実施しました。実施方法は次のとおりです。

#### 【ヒアリング調査の実施方法】

調査期間	令和7年8月～9月
対象団体	民生委員児童委員協議会 主任児童委員 子育て広場～こんぺいとう～ 担当者 スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 大町ひじり学園 養護教諭
実施方法	事前にヒアリングシートを配付し、その後対面にて実施

### (2)調査結果の概要

#### 1)こども・若者の状況について

① こどもの生活習慣について
<ul style="list-style-type: none"><li>・朝起きる、朝ごはんを食べる、服を着替えるといった基本的な生活習慣が身についていないこどもがいる。</li><li>・夜遅くまでゲームをする、休みの日は一日中ゲームをしているこどもがいる。</li><li>・小学校に入学後、座って話を聞くなどの授業に向かう姿勢が整っていない場合が多い。これが発達の問題、特性として捉えるべきものなのか、未学習のために身につけていないのかを判断している。</li><li>・学校が終わってから社会体育に参加している子がいるが、夜寝るのが遅くなると、次の日に「きつい」「眠い」「頭が痛い」と保健室を利用する子がおり、学校生活に影響が出ている場合も多い。</li></ul>
② 子育て家庭の状況で気になること
<ul style="list-style-type: none"><li>・健康診断後の必要な病院受診、治療に行かない家庭が多い。</li><li>・遅刻の理由を聞くと、上の子が下の子のお世話をしている状況が伺える。</li><li>・昔ながらの子育てをしている人が多い印象がある。「これくらいは、しつけ」と手が出たり、言葉が強くなったりすることがある。</li><li>・国の「こどもまんなか」の考え方が広まっていない。親が自分の生活を中心にしており、大人中心のものの考え方であるため、犠牲になっているこどもは多いと感じる。また、こども自身もそれを当たり前だと思っている。</li><li>・乳児健診に来る人が少なくなっており、お母さん同士のつながりがなくなってしまうのではないかと心配している。</li><li>・子育てにぶつかっている人が多いように感じる。特に、第一子の場合は「〇歳の時には〇〇ができていなければ」と発達を気にしている人が多い。</li></ul>

③ 不登校のこどもの状況について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校には様々な背景があり、複合化している。きっかけがわからない場合も多い。</li> <li>・ひじり学園中等部には相談室があり担当の教員が配置されている。相談室を利用して登校できるようになった生徒は多い。</li> <li>・不登校のこどもたちは、中学卒業後は進学や就労をしており、ずっと不登校が続いている状況ではない。</li> <li>・保護者が特に学校へ行くように促さない場合もある。また、他のきょうだいも学校に行っていない場合は「なぜ自分だけ行かないといけないのか」と、こども自身も学校に行く意味がわかっていない。</li> </ul>
④ 地域活動等への参加について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で交流会を開催しても、参加者が少ない。親子で参加してもらうよう依頼しても、こどもだけの参加が多い。また、参加者の顔ぶれはいつも一緒に、参加してもらいたい人に足を運んでももらえない状況がある。</li> <li>・若い人は、地域で行われてきた行事や活動に参加しなくなってきた。自然にあったもの(集まりなど)がなくなっており、今はセッティングしないと難しくなった。</li> </ul>
⑤ 子育ての環境等について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的支援以外に交流できる場や機会についての情報が少ない。</li> <li>・核家族であっても近所に祖父母がおり、何らかの助けがある状況である。</li> <li>・多くの子が保育園の頃から一緒に育ってきたため、保護者同士もよく知っている。</li> <li>・大町町では子育てで孤立を感じている人は少ないのではないかと。大町町は、こじんまりとしているが閉鎖的ではない雰囲気がある。保護者から話を聞いていると、気軽に相談できる状況が伺える。</li> <li>・何か困りごとがあったときに、保護者が役場の福祉課など公的な機関とつながっているだけでなく、私的な仲間との関係性も濃いため、解決につながっていると感じる。</li> <li>・発達に何らかの課題があっても、周りのこども達は小さな頃から一緒に過ごしてきたため、特にトラブルなく受け入れている。中学までは特に困りごとはなくとも、高校に入学すると、これまでの環境や人との関係が大きく変わるため、友達とのコミュニケーションなどで苦労するこどももいる。</li> </ul>
⑥ 地域とのつながりについて
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏に開催される「ふるさと大町納涼まつり」には、町民の参加だけでなく、町を出た若い人も帰ってくる。</li> <li>・「さんやまち」や「おちゃご」などの地域交流の場が残っている地区もある。</li> <li>・こどもの学習支援や居場所づくりの活動が行われている。</li> <li>・こどもと地域の人がつながることができるように、定期的に学習会や防災講座等のイベントを公民館を借りて行っている。</li> </ul>

## 2)こども・若者の支援に関して必要な取組について

<p>① こども・若者への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・こどもが自立していくための力が必要である。親自身が高校を中退している場合には、こどもの進学について特に気にしていないことも多く、大人の意識改革が進んでいない。修学の機会を逃さないためにも、こども自身の意識を変えていくことが必要である。</li><li>・妊娠、出産、幼児、児童・生徒・学生、社会に出るまでのスムーズな支援が必要である。また、中学までの間は学校関係者などで丁寧に支援にあたっているようだが、卒業後の情報は共有されているのか、誰がその子を見守っていくのか。卒業後の支援を行き届かせるためには、学校を卒業してもつながり続ける仕組みづくりが必要ではないか。</li><li>・こどもたちが主体的に遊ぶことのできる場所(こども自身が遊ぶおもちゃを選んだり、何をして過ごすか決めたりできる場所)が必要である。</li><li>・こどもに関する活動などを行うためには十分なスペースが必要である。こどもたちの居場所をつくるためには建物などのハード面の整備が必要だと思う。</li><li>・施設などのハコの整備に加え、支援者・専門家の配置などソフト面の整備も必要だと思う。</li><li>・支援の必要なこどもに対する理解を深めることが必要である。</li><li>・こどもの居場所や学習支援の面から、小学部にも不登校の児童が利用できる相談室が必要ではないか。</li><li>・小学校に上がるまでに家庭によって文化的な体験に格差がある。ゲームやYouTubeで育っている子もおり、自然や文化的な体験など様々なことを体験してほしいと思う。</li></ul>
<p>② 子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の協力者を増やす取組が必要だと思う。こどもや子育て家庭に対する周囲の理解を促すことが必要だと思う。</li><li>・保護者が親戚の人や他の人に知られずに相談できる場が必要だと思う。</li><li>・公による子育て支援施設、継続的な支援ができる体制を整えることが必要である。</li><li>・子育て支援に関わっている人同士の横のつながり、支援者同士の情報交換の場があったらよいと思う。</li><li>・こどものいる家庭、こどものいない家庭、こどもに関心のある人もない人も合わせた交流できる場が少ない。そのため、関心のない人に少しでも関心を持ってもらえるような取組や、こどもに接点のある人だけではなく、接点のない人もこども達と関わりが持てるような取組が必要だと思う。</li></ul>

## 8 こども・若者を取り巻く課題の整理

### (1)相談支援体制の充実について

今回実施したアンケート調査の結果、約9割の人が「何でも悩みを相談できる人がいる」と回答しています。ヒアリング調査では、周囲の人との関係性等から相談しやすい環境があるとの意見がありました。しかし、少数ではありますが、「相談できる人はいない」と回答した人もいます。また、日常生活や社会生活が円滑に送れない時に相談したい人や場所は、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」「相手が同世代である」「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」が上位にあがっており、共感できる相手や匿名性を重視する傾向が強くなっています。対面相談だけでは十分に対応できない可能性があり、家族や友人など身近な人に相談できない事情がある場合には孤立してしまうおそれもあります。悩みや不安を抱えるこども・若者が、家族や友人以外でも安心して相談できる場所の確保など、相談体制の充実が求められます。

### (2)居場所づくりについて

今回実施したアンケート調査の結果、9割以上の人が自宅や学校、職場など安心できる場所が1つ以上あると回答しています。孤独感や不安感を和らげるためには、安心できる居場所の確保や他者と交流できる場の整備が不可欠です。

また、関係団体等のヒアリング調査の中で、こどもの居場所づくりにおいて、十分な活動スペースの確保や支援者の配置など、ハード面とソフト面の両方に関する意見がありました。また、本町で建設予定の新たな複合施設についても、居場所づくりの観点から期待する声がありました。こども・若者の意見に耳を傾けながら、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが求められます。

### (3)こども・若者の権利の保障について

今回実施したアンケート調査の結果、8割以上の人が「自分が幸せだと思う」と回答しています。さらに、約8割が「社会のために役立つことをしたい」と回答しています。こども・若者の意見を尊重し、その思いや考えが社会に反映されるような取組を進めていくことが求められます。

また、関係団体等のヒアリング調査の中で、昔ながらの子育ての影響や国の「こどもまんなか」の考え方が十分に広まっておらず、大人中心の価値観が優先されているとの指摘がありました。こども・若者の権利に対する理解を深め、社会全体に広く周知していくことが不可欠です。

#### (4) 支援が必要な子ども・若者の状況の把握について

---

今回実施したアンケート調査の結果、少数ですが、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」「がんや難病、精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている」と回答した人がいます。ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されていますが、自分のこどもの世話以外で、何らかのお世話をしている、あるいは過去にしていた場合でも、「自分自身はヤングケアラーにあてはまらない」と感じている割合が高くなっており、ヤングケアラーであっても本人に自覚がないケースが少なくないと推察されます。

また、国の「子ども・若者の意識と生活に関する調査 報告書」において、ひきこもりの状態が定義されています。普段の外出状況等を基に一律の定義をあてはめているため、実際には、ひきこもりの状態にない人が含まれている可能性やひきこもりの状態にある人が除外されている可能性があります。国の調査結果では「広義のひきこもり」の該当者の割合は 2.05%となっています。一方、本町のアンケート調査では該当者数は4人、有効回収数に占める割合は 1.79%となっており、国の結果より低くなっています。

今後は、学校や関係機関等との連携を強化して、ヤングケアラーやひきこもり等、表面化しづらい支援の必要な人の実態把握を進めるとともに、周知啓発や情報提供を充実させ、周囲の人が気づいて支援につなげることのできる環境を整えていくことが重要です。

#### (5) 子育て家庭への支援について

---

今回実施したアンケート調査の結果、結婚を希望する人の支援策として重要な取組について、「子育て支援策の充実」や「雇用や労働条件の改善」、「夫婦がともに働き続けることのできる職場環境の整備」が上位にあがっています。また、自由記述では、経済的支援を含む子育て世代への支援や教育環境に関する意見が多くありました。

こうした状況を踏まえ、結婚や子どもを持つことを希望する人が、その希望を実現できるようにするとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境整備を一層進めていくことが不可欠です。

#### (6) 地域のつながりを活かした子ども・若者の支援について

---

本町では「ふるさと大町納涼まつり」や「絆サンマ祭り」といった行事や地域での交流を通して、子どもや若者、子育て家庭が町の人々と自然にふれあう機会があり、日常生活の中でも身近な人と気軽に相談できる温かい関係が築かれています。こうした大町町ならではの良さを活かしながら、地域住民やボランティア等の支援者と協力し、見守りや支え合いの輪を広げ、家庭と地域が一体となった支援環境を整えることで、子どもや若者の健やかな成長を支えていくことが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本町では、上位計画である「大町町第5次総合計画」の将来像「創造！～住みやすさを形に～ 絆・ふれあい・元気な町 大町」を実現するため、福祉分野の基本目標である「住み慣れた地域で暮らせる環境づくり」に沿って、互いに支え合う地域共生社会の実現を目指し、住民の生活支援体制や地域での子育て支援の充実に取り組んできました。

また、国のこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることのできる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとされています。

本計画においては、大町町第5次総合計画の将来像及び基本目標、「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえ、次のような基本理念を掲げ、こども・若者をまんなかに家庭と地域と社会が手をつないで、本町のすべてのこども・若者が自分らしく生き、夢や希望を実現できるまちづくりを進めます。

#### 【大町町こども計画 基本理念】

**みんなで守り みんなで応援**  
**絆・ふれあい、こども・若者の未来 大町**

## 2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、具体的な施策を推進します。

### 基本目標1 こども・若者の成長に応じた切れ目のない支援

こども・若者が、自分らしく社会生活を送ることができるよう、必要な支援が特定の年齢で途切れることがない支援体制づくりを進めます。また、子育て当事者については、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て大人になるまでの過程を「子育て」として捉え、社会全体で支え合いながら支援します。

### 基本目標2 困難を抱えるこども・若者に寄りそった支援

こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有します。児童虐待やこどもの貧困については、未然防止と早期発見、適切な対応に向けた体制づくりを推進します。家庭、学校、職場、地域等が連携し、すべてのこども・若者が置かれた環境にかかわらず、希望を持って健やかに成長できるよう支援します。

### 基本目標3 子育て家庭等への支援

こども・若者が健やかに成長できるよう、地域の温かいつながりの中で、子育て当事者が経済的な不安や孤立感に悩んだり、仕事との両立に苦労したりすることなく、健康で自己肯定感とゆとりを持ちながら、安心してこどもに向き合うことができるように支援します。また、地域の人々が見守り、声をかけ合い、助け合いながら、子育てを社会全体で応援し、こども・若者の健やかな成長を温かく見守ることができる地域づくりを進めていきます。

### 3 施策の体系

基本目標	施策
<p>基本目標1 こども・若者の成長に応じた切れ目のない支援</p>	<p>(1)こどもの誕生前から幼児期まで ① 妊娠前、妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ② こどもの成長の保障と「遊び」の充実</p> <p>(2)学童期・思春期 ① 安心して学ぶことのできる質の高い学校づくり ② 居場所づくり ③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実 ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ⑤ いじめ防止の取組 ⑥ 不登校のこどもの支援</p> <p>(3)青年期 ① 高等教育の修学支援 ② 若者の就労支援 ③ 結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援 ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実</p>
<p>基本目標2 困難を抱えるこども・若者に寄りそった支援</p>	<p>(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ① 遊びや体験活動の推進 ② こどもがまんなかまちづくり ③ こども・若者が活躍できる機会づくり ④ こども・若者の可能性をひろげていくためのジェンダーギャップの解消</p> <p>(3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4)こどもの貧困対策 ① 教育の支援 ② 生活の安定に資するための支援 ③ 保護者の就労支援 ④ 経済的支援</p> <p>(5)ひとり親家庭への支援 (6)障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (7)児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援 ① 児童虐待防止のさらなる強化 ② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ③ ヤングケアラーへの支援</p> <p>(8)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ① こども・若者の自殺対策 ② こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備 ③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策 ④ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ⑤ 非行防止と自立支援</p>
<p>基本目標3 子育て家庭等への支援</p>	<p>(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)地域子育て支援、家庭教育支援の推進 (3)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大</p>

## 第4章 目標と施策

### 基本目標1 こども・若者の成長に応じた支援

#### (1)こどもの誕生前から幼児期まで

##### 【施策の方向】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。このため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期まで切れ目なく保健・医療を推進するとともに、乳児期には、保護者との安定した関わりを通じて情緒の安定や他者への信頼感を育み、幼児期には、遊びや生活体験を通じて基本的な生活習慣や社会性、主体性を獲得できるよう支援します。また、こども一人ひとりの個性を尊重し、自己肯定感を持って成長できる環境づくりを推進します。

#### ① 妊娠前、妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	こども家庭センターの体制整備	令和8年度に設置予定の「こども家庭センター」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の整備・充実を図ります。	子育て・健康課
2	育児支援家庭訪問事業	訪問指導によって、妊娠、出産、産後、育児の不安の解消を図り、健康の保持、増進に努めます。また、産後うつスクリーニングの実施と対象者への相談を行います。	子育て・健康課
3	母子健康相談	育児、栄養、運動、歯科、健康なライフスタイルの確立と母子への支援を図るため、保健師などの専門職の確保など、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。	子育て・健康課
4	母子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康の保持増進と、仲間づくりの支援を行います。	子育て・健康課
5	乳幼児健康診査の充実	定期的な健康診査により、疾病の早期発見と予防に努め、順調な発育を支援し、保護者への育児支援を行います。	子育て・健康課
6	食生活の相談と指導	妊娠期からあらゆる機会を捉え、適切な食生活の実践に向けた指導を実施します。	子育て・健康課

## ② こどもの成長の保障と「遊び」の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	延長保育事業	保護者の就労形態の変化や保育時間の多様化のニーズに対応して、適切な人員配置、保育士の勤務体系の確保のもと延長保育事業の対応を図ります。	子育て・健康課 子ども保育課
2	土日・休日保育の充実	土曜日の保育の実施とともに、休日保育など多様化する保育ニーズに対して、事業計画における、地域子ども・子育て支援事業の取り組みに従い、今後もニーズを見極め対応を図ります。	子育て・健康課 子ども保育課
3	病児・病後児保育の充実	周辺市町との広域的な連携のもと、ニーズに対応できるよう充実に努めます。	子育て・健康課
4	ファミリー・サポート・センターの検討	多様化する保育ニーズへの対応策のひとつとして、地域との連携のもと、育児援助を行いたい人を保育援助者として登録し、育児援助を受けたい人に紹介する事業の検討を行います。	子育て・健康課
5	職員・保育士の充実	保育内容にあわせて保育士を適切に配置し、ゆとりのある保育を行います。	子育て・健康課 子ども保育課
6	保育士の研修制度	時代に応じた保育のあり方など専門的知識を習得する研修会への参加を推進し、よりよい保育を提供するため、保育士の育成に努めます。	子育て・健康課 子ども保育課
7	障がい児保育の充実	障がい児が通園する保育所における保育士の増員など、障がい児保育の充実に努めます。	子育て・健康課 子ども保育課
8	低年齢保育の充実	0歳からの低年齢保育を実施し、保護者の職場復帰をサポートします。	子育て・健康課 子ども保育課
9	保育サービスの情報提供	町の広報紙やホームページ、保育所を通じた保育サービスの情報提供を行います。	子育て・健康課
10	子育てサークルの活性化	子育て家庭の相互交流の場として現在行われている、子育てサークル「もこもこ」の内容を拡充するなどして、サークル活動を活性化させます。また、自主的な子育てサークルの活動の支援に努めます。	子育て・健康課
11	保育所の環境整備	こどもが安全・安心に過ごせるよう、保育所の改修や設備の更新等の環境整備に努めます。	子育て・健康課 子ども保育課

## (2)学童期・思春期

### 【施策の方向】

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む重要な時期です。このため、安心・安全が確保された環境の中で小さな失敗を経験しながら課題に取り組み、達成感や成功体験を重ねて自己肯定感を高められるよう支援します。

思春期は、心身の変化や人間関係、学業・家族・友人・恋愛等の課題に直面しながら、自らの存在の意味や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。このため、自己肯定感を高め、可能性を伸ばせるよう、きめ細やかな支援と相談体制を強化します。

### ① 安心して学ぶことのできる質の高い学校づくり

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	キャリア教育の推進	キャリア教育を基軸に小中一貫教育を推進し、働くことの意義や生きることの尊さを体感しながら、学ぶ意欲と自己有用感を育みます。	教育委員会
2	英語の学力向上	英語専科教員・日本人ALTの配置、外国人ALTの活用、ティームティーチング、中学部英語教員の小学部乗り入れ授業などを実施し、児童生徒の英語の学力向上を図ります。	教育委員会
3	児童生徒の支援体制の充実	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・生活サポート支援員等を配置し、いじめや不登校など心の問題に関する相談・指導・家庭支援等を行い、中1ギャップの解消、豊かな心の育成を図ります。	教育委員会
4	健やかな体の育成	大町型体育を推進し、スポーツに親しむ児童生徒を育み、健全な身体の育成を目指します。	教育委員会
5	学校等における食育の推進	保育所、幼稚園や学校における授業などを通じて、食に関する知識や生活習慣病に対する意識の向上を図ります。	教育委員会 子育て・健康課
6	コミュニティ・スクールの推進	学校運営協議会の会議と地域学校協働活動を活性化し、コミュニティ・スクールの推進します。	教育委員会
7	公設無料算数学習塾「大町町まちじゆく教室」	民間学習塾と連携し、大町町公民館において3年生から6年生の希望者を対象に「大町町まちじゆく教室」を開講し、こどもたちの学習支援に取り組みます。	教育委員会
8	文化芸術活動の充実	一流の文化芸術にふれる機会を提供し、豊かな想像力や思考力等を育みます。	教育委員会

## ② 居場所づくり

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	放課後児童クラブの拡充	共働き世帯の増加に対応して、放課後児童クラブ(わかば学級)の内容の充実を図ります。	子育て・健康課
2	放課後子ども教室の事業の推進	放課後子ども教室(みんなの広場)の体験活動の充実などを図ります。	教育委員会
3	放課後児童の居場所の整備・充実	公民館やオリオンプラザなど放課後にこどもたちが気軽に遊べる場を提供します。	子育て・健康課 教育委員会
4	地域の居場所づくりの推進	建設予定の複合施設において、こどもから高齢者までが集い、多世代の交流を深めることができる場づくりに取り組みます。	企画政策課
5	災害時におけるこどもの居場所づくりの推進	災害時におけるこどもの居場所づくりを推進し、授乳の環境整備等、障がい児、医療的ケア児を含め安心して避難生活を過ごすことのできる避難所の整備に努めます。	総務課 福祉課 子育て・健康課

## ③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	救急医療の対応	関係機関や広域的な連携のもと、こどもの病気やけがに対応できる救急医療体制の充実に努めます。	子育て・健康課
2	かかりつけ医の普及・啓発	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の普及・啓発を図ります。	子育て・健康課
3	心の相談体制の充実	専門機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどを通じて、適切な相談や指導を行える体制の整備と充実を図ります。	教育委員会
4	将来的な胃がん発症リスクの低減	こどもたちの将来的な胃がん発症リスクを低減するため、中学3年生を対象としたピロリ菌検査及び除菌治療を推進します。	教育委員会 (県事業)

#### ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	発達段階に応じた保健教育の推進	学校教育において、性や自他の生命尊重や自分の将来の生き方についての授業を実施します。また、妊娠や出産についての正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。	教育委員会
2	育児体験学習の継続と充実	小中学生が、保育所や幼稚園などを訪問し、幼いこどもとふれあう機会を増やします。幼いこどものいとおしさを肌で感じることで、豊かな感受性と幼い命を大切に思う気持ちを育てます。	教育委員会 子育て・健康課
3	次代の親に対する意識啓発の推進	若い世代に対し、様々な機会を利用して、結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、意識の啓発に努めます。	子育て・健康課
4	主権者教育の推進	こどもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながらこれからの社会を生き抜く力を育むため、発達段階に応じて政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。	教育委員会
5	消費者教育の推進	自立した消費者として適切な意志決定を行い、責任ある消費行動をとることができるように関係機関と連携・協働による消費者教育の推進を図ります。	教育委員会
6	ライフデザインに関する教育の推進	家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、発達段階に応じて生涯を見通した生活設計等ができるように指導を実施します。	教育委員会

#### ⑤ いじめ防止の取組

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	いじめ防止対策	「大町町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは重大な人権侵害であるとの共通理解のもと、学校・家庭・地域が連携して未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、こどもの安全と安心を確保します。	教育委員会
2	相談体制の拡充	スクールカウンセラーを配置し、児童生徒が専門的なカウンセリングを受けられる体制を整えます。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携して、いじめ問題の早期発見と解決を支援します。	教育委員会

⑥ 不登校のこどもの支援

No.	取組	内容	担当課
1	教育相談の充実	不登校の児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した支援体制を充実させ、個々の状況に応じた必要な支援を行います。	教育委員会
2	学校生活サポート支援員の配置	不登校への支援を行う学校生活サポート支援員を配置し、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう支援します。	教育委員会
3	安心して過ごせる居場所の提供	不登校の児童生徒が安心して過ごせるよう、大町ひじり学園内の相談室やフリースペースペリドット等の地域の居場所を活用し、学習面や生活面での支援を行います。	教育委員会 子育て・健康課

### (3) 青年期

#### 【施策の方向】

青年期は、心理的、社会的に大きく発達し、成人期へ向けた準備期間です。この時期は、将来の夢や希望を抱きながら自己の可能性を伸ばす一方で、人生の様々な出来事に直面し、自らの価値観や生き方を模索する中で、社会的役割や責任への不安を感じることもあります。こうした若者が主体的に進路やライフイベントに向き合えるよう、情報提供や相談支援体制を充実させ、安心して自立に向けて成長できる環境を整えます。

#### ① 高等教育の修学支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	高校生等奨学給付金の活用	高校生等がいる非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等)を支援する奨学給付金を支給します。	教育委員会 (県事業)
2	佐賀県育英資金の活用	経済的理由により高校等への就学が困難な人に、育英資金(奨学金)を無利子で貸与します。	教育委員会 (県事業)
3	高等学校等就学支援金	高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、一定の年収未満世帯の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う一定年収未満世帯の生徒には加算して支給します。	教育委員会 (県事業)

#### ② 若者の就労支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	さが若者サポートステーションの周知	働くことに悩みを抱えている15～49歳までの人に就労に向けた専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う「さが若者サポートステーション」「たけお若者サポートステーション」の周知を行います。	企画政策課
2	就職相談や情報提供の充実	若者の地元就職やUJIターンの促進を図るため、ハローワーク等関係機関と連携し、就職相談や情報提供を行うとともに、町内立地企業からなる企業連絡協議会等で雇用・募集状況等の情報を共有します。	企画政策課
3	若者就職支援事業(ジョブカフェ SAGA)の周知	若者の就職活動に関して、キャリア相談、職業適性診断、模擬面接等のサービスを実施する「ジョブカフェ SAGA」の周知を行います。	企画政策課

### ③ 結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	「婚活サポーター」の設置	結婚支援に理解と熱意を持つ「婚活サポーター」を設置し、結婚に関する相談、助言、出会いの場の提供、婚活セミナーの開催等を行います。	企画政策課
2	さが出会いサポートセンターの周知	会員制によるお見合い、婚活イベントやセミナー、結婚に関する相談等を実施する佐賀県の「さが出会いサポートセンター」の周知を図ります。	企画政策課
3	不妊・不育症に関する相談・支援	専門医による助言、カウンセラーによる精神的なケア、講演会・研修会の開催等を行う佐賀県の「不妊・不育専門相談センター」を周知し、活用を推進します。	子育て・健康課
4	移住・定住促進	本町への転入者を対象に、引っ越し費用の一部を助成します。また、新たに転入した中学生以下の子どもを扶養する世帯には、子どもの人数に応じた奨励金の交付や、アパート等へ入居する場合の家賃の一部を補助します。	企画政策課

### ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	佐賀県子ども・若者総合相談センターの周知	若者の家庭や学校、職場での悩みや不安の相談に応じる佐賀県子ども・若者総合相談センターの周知を図り、支援につなぎます。	子育て・健康課
2	佐賀県ひきこもり地域支援センター さがすみらいの周知	ひきこもり状態の本人や家族、関係者等と話し合いながら、状態に応じた伴走型の支援を行う佐賀県ひきこもり地域支援センターの周知を行い、支援につなげます。	子育て・健康課
3	こころの健康に向けた支援	国の「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」の紹介を行うとともに、心の不調に関して情報提供を行い、関係機関につなぎます。	子育て・健康課

## 基本目標2 困難を抱えるこども・若者に寄りそった支援

### (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

#### 【施策の方向】

すべてのこども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者をはじめ、こども・若者の育ちや子育て支援に携わる大人に対して、研修や情報提供を推進し、こどもの権利を尊重した関わり方への理解を促進します。

さらに、こども基本法やこどもの権利条約の理念を広く発信し、こども・若者の権利が尊重される社会づくりを進めます。

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	こども基本法、こどもの権利条約に関する普及啓発	学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等において、こども基本法やこどもの権利条約について、わかりやすく伝えます。	子育て・健康課 教育委員会
2	人権啓発と人権教育の推進	こどもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝え、こども自身が権利の主体であることを認識させ、互いを尊重することの重要性について理解を深めるため、人権教育を実施します。	子育て・健康課 教育委員会
3	こどもの意見表明の支援	こども・若者が安心して自分の意見を表明することができる場や機会の充実に努めます。	子育て・健康課 教育委員会
4	こども・若者の人権相談窓口の周知	こどもの人権問題をはじめ、様々な悩みに対応する相談窓口である「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権SOS-eメール)」「こどもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの周知を図り、相談につながりやすい環境づくりを進めます。	子育て・健康課 教育委員会
5	こどもの権利に関する情報提供の推進	保護者や子育て支援に携わる人を対象に、こどもの権利を尊重した関わり方について、情報提供を行い、理解を促進します。	子育て・健康課

## (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### 【施策の方向】

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。遊びを通して、学びの力や創造力、好奇心、自尊心、思いやり、やり抜く力、協調性などを育むとともに、身体を使った活動は健康づくりにもつながります。こうした観点から、年齢や発達に応じた多様な遊びや体験の機会を提供します。

さらに、こども・若者が長所を伸ばし、特技や才能を発揮できる機会を創出し、性別に関わらず自らの可能性を広げられるよう、男女平等の理念の推進に向けた教育・学習の充実を図ります。

### ① 遊びや体験活動の推進

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	食育の推進	こどもたちが将来にわたって自らの食生活に関心を持ち健康な生活を送れるよう関係教科、総合的な学習の時間、給食の時間等において食育の指導を実施します。	教育委員会
2	親子料理教室・子ども料理教室等の開催	地域で祖父母や親とふれあいながら、栄養や地域の食材、郷土料理を学ぶ親子料理教室、子ども料理教室等の充実を図ります。 また、地元食材をテーマにするなど、地域の団体・農業者などと連携した活動の広がりを推進します。	子育て・健康課
3	食育情報の提供	広報紙や町ホームページをはじめ、様々な方法を通じた食育に関する情報提供の充実を図ります。	子育て・健康課
4	ボランティア活動・体験学習の充実	子どもボランティア活動の機会の拡大を図るとともに、職業体験など多様な体験学習の機会の確保を図ります。	教育委員会
4	自然体験活動の推進	宿泊での自然体験活動などを行い、こどもが自然とふれあう機会を増やし、豊かな感受性や生命を大切にする気持ちを育みます。	教育委員会
6	世代間交流や地域伝統・文化継承	地域を訪問したり、地域の人たちを学校に迎え入れ、地域の歴史や文化についての知識の伝承や世代間交流の場の確保を図ります。	教育委員会
7	スポーツ活動の充実	建設予定の複合施設を屋内スポーツ施設の拠点とし、日常的にスポーツ活動や健康づくりに親しむことができる環境を整備します。	企画政策課
8	若者の文化・芸術活動の支援	若者が多様な文化・芸術活動に取り組めるように創作や練習の場を確保し、継続的に活動できるように支援します。	教育委員会

## ② こどもがまんなかまちづくり

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	公園・児童遊園の整備	こどもたちが安全に楽しく遊べるよう、ボタ山わんぱく公園や身近な公園などにおける児童遊具等の整備を図ります。	農林建設課
2	外出しやすい環境の整備	妊産婦、乳幼児連れの人など、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路等において、段差解消等のバリアフリー化に努めます。 また、公共施設や民間店舗に、おむつ替えや授乳のできるスペースの確保に向けて働きかけます。	子育て・健康課

## ③ こども・若者が活躍できる機会づくり

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	外国語によるコミュニケーション能力の育成	学校において、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、発信力(話す・書く力)の強化など英語教育を推進します。	教育委員会
2	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	学習指導要領に基づき、学校における「持続可能な社会の創り手」の育成を進め、国内外の学校との交流などを進めます。	教育委員会
3	STEAM 教育の推進	科学・技術・工学・芸術・数学(STEAM)教育を通じて、こどもたちの探究心や問題解決力を育みます。	教育委員会

## ④ こども・若者の可能性をひろげていくためのジェンダーギャップの解消

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	教育を通じた男女共同参画の推進	学校教育や社会教育において、男女の対等なパートナーシップの考え方をもとに、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を大切にすることを推進します。	教育委員会
2	性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進	学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性の理解や自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めます。	教育委員会

### (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

#### 【施策の方向】

不妊、予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ人の妊娠、性感染症等に関する相談支援を行うとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

また、慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、支援制度や相談窓口の周知を図り、必要な支援につながる体制づくりに努めます。

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	プレコンセプションケアの推進	性や妊娠に関する疑問や悩みなど、自分自身の今と未来を大切にするための相談窓口「プレコン. サガ オンライン」の周知を図ります。	子育て・健康課
2	不妊治療等に関する助成	妊娠を希望する夫婦に対し、健康保険が適用されない不妊治療費の一部を助成します。	子育て・健康課
3	小児慢性特定疾病児童に対する支援	慢性疾患や難病を抱えるこども・若者に対し、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。	福祉課 子育て・健康課

## (4)こどもの貧困対策

### 【施策の方向】

こどもの貧困は、経済的な困難だけではなく、心身の健康や衣食住の安定、進学機会や学習意欲、さらには前向きに生きる気持ちにも影響を及ぼし、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の解消とその連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

### ① 教育の支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	小中学生の就学援助の実施	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学用品費・医療費・給食費などの就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会
2	まなびの森おおまち（子どもの学習支援事業）	就学援助の対象世帯やひとり親世帯等の小学生・中学生を対象に無料の学習支援を行います。	子育て・健康課（県事業）
3	進学・就職準備給付金	生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する場合や、就職により保護を必要としなくなる場合に一時金を支給します。	福祉課（県事業）
4	大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学を支援するために、自宅から大学等に進学する場合に世帯分離しても住宅扶助費の減額を行わない措置を実施します。	福祉課 杵藤保健福祉事務所
5	生活保護費 教育扶助の支給	生活保護を受給している世帯に対し、小・中学校の入学準備金、教材費、学習費、給食費等を支給します。	福祉課 杵藤保健福祉事務所

## ② 生活の安定に資するための支援

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	フードバンクによる支援	総合福祉センター美郷にフードトラック「Foo Bour(フーパー)」を配置し、平時は、ひとり親世帯を対象に、食料や生活用品等を提供します。	子育て・健康課
2	生活困窮者自立支援制度「自立支援事業」	保護者や若者の生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施します。	福祉課 杵藤保健福祉事務所
3	生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」	保護者や若者の生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の意欲を高めることを支援します。	福祉課 杵藤保健福祉事務所

## ③ 保護者の就労支援

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	生活困窮者自立支援制度「就労準備支援事業」	保護者や若者で、直ちに一般就労を行うことが困難な人に、日常生活の自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得までの一貫した支援を実施します。	福祉課 杵藤保健福祉事務所
2	生活保護受給者等就労自立促進事業	保護者や若者で、生活困窮者や生活保護受給者等の就労支援について、ハローワークと連携して支援を実施します。	福祉課 杵藤保健福祉事務所
3	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るための事業で、指定講座を受講した場合、教育訓練修了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。	子育て・健康課 (県事業)
4	高等職業訓練促進給付制度	ひとり親の人が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援します。	子育て・健康課 (県事業)

## ④ 経済的支援

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	児童手当の支給	児童を養育している全ての家庭に対し、児童手当を支給します。	子育て・健康課
2	児童扶養手当の支給	保護者の離婚などにより、父親又は母親と生計をともにしていない児童を養育している家庭に対し、児童扶養手当を支給します。	子育て・健康課
3	特別児童扶養手当	20歳未満で身体又は精神に障がいのある児童を養育している家庭に対し、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
4	生活保護費 扶助費の支給	生活に困窮している世帯に対して、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を支給します。	福祉課 杵藤保健福祉事務所

## (5)ひとり親家庭への支援

### 【施策の方向】

近年、増加傾向にあるひとり親家庭において、こどもの健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスの提供や、自立に向けた総合的な支援が求められています。

国や県の動向を踏まえ、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けを継続的に実施するとともに、ひとり親家庭の日常生活や就業に関する相談支援の充実を図ります。

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	ひとり親家庭への情報提供	ひとり親家庭を支援するために必要な情報の提供を進めます。	子育て・健康課
2	地域における相談・指導体制の充実	民生委員・児童委員や母子保健推進員との連携を図り、地域における相談・指導体制の充実に努めます。	子育て・健康課
3	経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成や保育料軽減など、生活の安定と自立に向けた経済的支援の充実を図ります。	子育て・健康課

## (6)障がい児支援・医療的ケア児等への支援

### 【施策の方向】

障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもが、地域で安心して生活し、成長できるよう、関係機関の連携強化と支援体制の充実を図ります。保健・医療・福祉・教育等の関係機関が協働し、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、こどもや家族の思いを尊重した支援の充実に努めます。

また、地域住民や学校、関係団体等が一体となり、障がいの有無に関わらずともに育ち、学び、支え合う地域社会の実現を目指します。

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	障がい児支援の充実	保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障がい児や医療的ケア児が安心して生活できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。	福祉課 子育て・健康課 教育委員会
2	インクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育の理念のもと、関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図るとともに、教育環境の整備と就学相談・教育支援の推進を図ります。	教育委員会

## (7)児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援

### 【施策の方向】

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長後の生活や人間関係にも影響を及ぼすおそれのある深刻な問題です。家庭やこどもの SOS を早期に把握し、必要な支援につなげるため、こどもの虐待が疑われる家庭の早期発見と継続的な支援に努めるとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

また、家族の介護や世話などを過度に行っているヤングケアラーに対して、学校、福祉、医療などの関係機関が連携し、早期発見と相談支援の充実を図るとともに、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。

さらに、社会的養護を必要とするこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関との連携体制の整備に努めます。

### ① 児童虐待防止のさらなる強化

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所を含む関係機関との連携し、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、必要な支援が遅れることのないよう迅速な対応に努めます。	子育て・健康課
2	妊婦健診未受診者への支援	妊婦健診未受診者の妊婦などを必要な支援につなげるため、妊婦の状況を把握し、ハイリスク妊婦を早期に発見して適切な支援につなげます。	子育て・健康課
3	予期せぬ妊娠に悩む妊産婦等への支援	性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口として「妊婦SOSさが」などの周知を進めます。	子育て・健康課
4	家庭・地域への啓発	子育てに関する相談窓口や支援制度の利用方法など必要な情報を周知し、保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。 併せて、地域住民に対して児童虐待の早期発見や通報の重要性を啓発し、こどもを見守る意識を高めます。	子育て・健康課
5	児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」等の相談窓口の周知啓発	児童相談所全国共通ダイヤル「189」(通話料無料24時間365日対応)等、こどもや子育てに関する相談窓口について周知・広報を行います。	子育て・健康課

## ② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	社会的養護経験者の自立支援	児童養護施設や里親等、社会的養護での生活経験のある人の支援を行う県内の事業所「さが・こんね」の周知を図ります。	子育て・健康課 (県事業)
2	自立援助ホームの周知	家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった15歳から20歳(場合によっては22歳)までのこどもに暮らしの場を提供する自立援助ホーム(県内:2か所)の周知を図ります。	子育て・健康課
3	特定妊婦等に対する支援	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子に一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業を実施する産前産後母子支援ステーション「ましゅまるネット」の周知を図ります。	子育て・健康課
4	佐賀県ひきこもり地域センター さがすみらいの周知	ひきこもり状態にある本人や家族からの相談を受け付ける「佐賀県ひきこもり地域センターさがすみらい」の周知を図ります。	子育て・健康課 福祉課

## ③ ヤングケアラーへの支援

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	ヤングケアラーの実態把握・支援	福祉・介護・医療・教育等の関係者が情報共有・連携し、ヤングケアラーを早期に発見・把握できる体制を整備するとともに、こどもの意向に寄り添い、家庭全体の支援の観点から支援を推進します。	子育て・健康課 福祉課 教育委員会

## (8)子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

### 【施策の方向】

全国的に、青少年による重大な事件が発生する一方で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる悲惨な事件も後を絶たず、子どもや若者の安全を確保することが重要な課題となっています。また、いじめや不登校、家庭や人間関係の悩みなどを背景とした子ども・若者の自殺も深刻化しています。このため、学校、福祉、医療、警察等の関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、子ども・若者の命と安全を守る取組を推進します。さらに、犯罪情報等の迅速な共有体制を整備し、地域住民が主体となった防犯ボランティア活動を支援するなど、地域ぐるみで犯罪や事故の未然防止に努めます。併せて、交通量の多い道路やため池など、子どもにとって危険な箇所の把握・対策に努めるとともに、交通安全に関する教育や啓発を推進し、子どもたちの安全意識の向上を図ります。

### ① 子ども・若者の自殺対策

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	自殺予防教育の推進	命の尊さや心の健康について教育を行うとともに、児童生徒や保護者に向けてSOS相談窓口の周知を行います。	教育委員会
2	ゲートキーパー養成の推進	住民を対象にゲートキーパー研修を実施し、地域の気づきの力を高め、適切にかかわる力を身につけることを支援します。	子育て・健康課
3	自殺リスクの早期発見	支援が必要な子どもや家庭を早期に把握できるよう、教育・保育・福祉などの関係機関との連携に取り組み、必要に応じて適切な支援につなげられるよう努めます。	子育て・健康課 教育委員会 福祉課
4	自殺予防のための対応	養育環境に課題を抱える子育て世帯等への訪問による生活支援の実施について検討するとともに、子どもが安全・安心に過ごし、自己肯定感や自己有用感を高められる居場所づくりを推進します。	子育て・健康課 福祉課

## ② こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	ICTリテラシー向上	こどもがインターネット上の危険・脅威に対応するための能力と脅威に対応するために、こどものICT活用のためのリテラシー向上を推進します。	学校教育課
2	情報モラル教育の推進	情報社会で適正な活動を行うための基礎となる考え方と態度を身につける情報モラル教育の充実を図ります。	学校教育課
3	インターネットの適切な利用の普及・啓発	インターネットの利用によって、こども自身が被害者にも加害者にもならないよう、ネットトラブルに関する情報提供やインターネットの適切な利用について、学校と家庭が協力し、児童・生徒や保護者への啓発に取り組みます。	学校教育課
4	情報モラル出前講座の周知	こどもたちがインターネットをめぐるトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、保護者や青少年の育成に関わる人を対象とした佐賀県青少年育成県民会議が実施する情報モラル出前講座の周知と活用を促進します。	学校教育課

## ③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	こども・若者への加害の防止、継続的な啓発活動の実施等	性犯罪や性被害に関する相談・支援を行っている「被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」、「性暴力救済センターさが(さがmirai)」について、こども・若者に周知を図ります。	子育て・健康課
2	生命(いのち)の安全教育の推進	生命の尊さや性暴力の問題について正しく理解し、自分や他者を大切にすることを発達段階に応じて身につける「生命(いのち)の安全教育」を実施します。	教育委員会
3	こども関連業務従事者の日本版DBSの推進	「こども性暴力防止法」に基づいて、教育等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の取組を推進します。	子育て・健康課 教育委員会

#### ④ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	防犯活動の充実	子どもたちが犯罪などに巻き込まれないよう、安心・安全に暮らせるように地域住民と連携して定期的なパトロール活動を実施します。 また、子ども安心安全メールによる情報提供を行います。	総務課
2	「子ども110番の家」の充実	「子ども110番の家」の周知を行うとともに、子どもたちへの周知を図ります。	教育委員会
3	交通安全対策の充実	子どもを交通事故から未然に守るため、親子安全教室などを通じた啓発活動や交通安全教育の充実を図るとともに、道路交通環境の整備を推進します。	総務課
4	安全な環境づくり	地域と連携した通学路安全点検やため池点検など安全な環境づくりを図ります。	総務課 教育委員会

#### ⑤ 非行防止と自立支援

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	青少年健全育成の推進	青少年育成町民会議等の諸団体と連携し、家庭、学校、地域、行政が一体となって青少年健全育成活動を展開し、社会的に自立する心を育むとともに、地域を担う若者の人材育成に努めます。	教育委員会
2	“社会を明るくする運動”の推進	非行や犯罪に及んだ子どもや若者等の再犯の防止について、関係機関と連携して関心と理解を深めるための取組を推進します。	福祉課 教育委員会
3	薬物乱用防止教育の推進	喫煙、飲酒、薬物乱用を絶対しないという意味決定ができるよう保健や特別活動の時間において喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を推進します。	教育委員会

## 基本目標3 子育て家庭等への支援

### (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

#### 【施策の方向】

幼児教育・保育の無償化や高等教育段階の修学支援等を通じて、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない支援により、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

No.	具体的な取組	内容	担当課
1	大町町出生祝金	次世代を担うこどもの誕生を祝い、健やかな成長を支援するため出生祝金を支給するとともに、子育て世帯の定住・移住促進及び多子世帯の子育て支援の充実を図る観点から第2子以降及び双子以上の多胎児について、支給内容の充実を図っています。	子育て・健康課
2	子どもの医療費助成	出生から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間に、健康保険証を使って医療機関などを受診した際の医療費の一部を大町町と佐賀県が助成します。	子育て・健康課
3	幼児教育・保育の無償化	3～5歳の保育所、認定こども園、幼稚園の利用料の無償化、0～2歳児の住民税非課税世帯の無償化を継続して実施します。	子育て・健康課
4	保育園等給食費(副食費)の無償化	子育て世帯の支援、経済的負担を軽減するため、給食費(副食費)を公定価格で定める金額を上限とし補助します。	子育て・健康課
5	大町町在宅保育支援事業	子育て家庭の経済的な負担軽減と、こどもを安心して家庭で育てることができる多様な保育環境をつくることを目的に、保育施設等を利用せずに生後6か月から満3歳の児童を日中家庭で保育する保護者を対象に支援金を支給します。	子育て・健康課
6	給食費の実質無償化	義務教育年齢にある児童生徒の保護者が給食費(補食給食・ミルク給食含む)として支払う額と同額を交付します。	教育委員会
7	大町町新生活サポート応援金	小学校や中学校(部)、高校等への入進学・就職といった門出を迎えるこどもたちが安心して新生活を過ごせるように応援金を支給します。	子育て・健康課
8	高等教育費の負担軽減	こども3人以上の多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度を周知します。	福祉課

## (2)地域子育て支援、家庭教育支援の推進

### 【施策の方向】

近年、少子高齢化・晩婚化・核家族化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育て家庭の中には、妊娠・出産・子育てにおいて、正しい知識や十分な情報を得られず、不安を抱える人や、身近に子育てに関する相談相手がない人もみられます。このため、地域において、子育て家庭が安心して子育てできるよう、在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子どもと家庭を対象に、地域の実情やニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。併せて、保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心を育むことができるよう支援するとともに、保護者の学習機会の充実を図り、相談相手が身近にいない場合でも切れ目のない支援体制の整備に努めます。

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	地域における相談体制・情報提供体制の充実	妊婦や赤ちゃんを持った母親を訪問して、育児に関する相談をはじめ、乳幼児健診・予防接種・その他母子保健に関する各種手続きの相談など母子保健推進員活動の充実を図ります。	子育て・健康課
2	子育て情報提供体制の充実	広報紙や町ホームページをはじめ、様々な方法を通じた、子育てに関する情報提供の充実を図ります。	子育て・健康課
3	相談体制の充実	母子保健推進員をはじめとする専門家等や地域住民の子育て経験者などを講師として子育て講座、交流会などを実施します。	子育て・健康課
4	相談体制の周知	どこで、どのような相談ができるか、母子保健推進員の存在など、様々な相談サービスをインターネットや広報紙で周知します。	子育て・健康課
5	親子の交流の場づくり	子育てにおける不安の軽減や仲間づくりが行える、気軽にいつでも集える場所の設置の検討を含め、子育て親子を対象とした観劇や読み聞かせ会など親子の交流の場づくりに努めます。	子育て・健康課
6	育児学級	子どもの発達やテーマに応じた知識や実技についての教室の充実を図ります。	子育て・健康課
7	保育所における親子の交流会	保育所などの協力により、未就園児とその親にも保育所を訪問してもらい、交流や子育てについての悩みの相談を受けてもらうなど、地域の子育て支援を行います。	子育て・健康課
8	子育て支援ネットワークの充実	子育て家庭に対するサービスの質の向上を図る観点から、子育てサポーターの育成とともに、地域における子育て支援ネットワークの構築を支援します。	子育て・健康課
9	地域住民と連携した見守りの推進	地域住民やボランティアが日常生活の中で子どもや子育て家庭の様子をさりげなく見守り、必要に応じて声かけや相談につなげる取組を推進します。	教育委員会 子育て・健康課

No.	具体的な取組	内 容	担当課
10	子育て支援スペースの整備	建設予定の複合施設において、こどもたちの育みを見守る拠点として、幼児、児童、生徒、学生が安心して利用できる場を整備します。 併せて、子育て世代への支援サービスの一本化及び充実を図り、気軽に訪問でき、相談や子育てに関する情報提供、利用者同士の情報交換や交流が円滑に行える環境づくりを推進します。	子育て・健康課

### (3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大

#### 【施策の方向】

個人の生き方や価値観の多様化など、男女を取り巻く環境が変化する中、人権を尊重し、性別に関わりなく個性や能力を発揮し、多様な働き方が実現できる環境づくりが求められています。子育てなどで様々な時間制約を持つ人が、安定した雇用のもとで仕事と家庭のバランスをとりながら、自分らしい働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に努めます。

また、家庭内において育児負担が女性に偏る現状を改善するため、夫婦が互に協力して子育てを行い、職場や地域社会全体で子育てを支える社会の実現を目指します。男女ともに希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を利用できる職場環境の整備や男性の家事・育児への参画意識の向上を図り、地域ぐるみで子育てを支える環境づくりを推進します。

No.	具体的な取組	内 容	担当課
1	職場環境整備への啓発	町の広報紙やホームページを通じて、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進するための情報提供や子育て支援に関する制度の周知を図ります。	企画政策課
2	職場環境づくりの促進	男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を図ります。	企画政策課
3	育児休業制度等の周知	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、企業による協力体制の推進を図ります。	企画政策課
4	女性の再就職・職場復帰支援講座の開催	子育て後に職場に復帰する女性に対して、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、職場復帰の支援を行います。	企画政策課
5	家庭生活への男女共同参画の推進	子育てにおける支援制度の周知と固定的性別役割分担意識の解消を図り、男性の参画に向けて啓発を行います。	子育て健康課 企画政策課
6	男女共同の意識づくり	職場や家庭における男女共同参画をテーマにした情報提供を行い、事業主や住民の意識づくりを進めます。	企画政策課
7	父親の子育て参画の支援・促進※	子育て中の父親参加型イベントや育児セミナーなどの、親と子の交流事業にできる限り父親が参加でき、楽しみながら育児啓発ができる事業の開催などを検討します。 また、関係機関や各種団体が実施する事業の紹介や案内など周知を行います。	子育て・健康課

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町1区域として設定します。

### 2 幼児期の学校教育・保育

#### (1) 認定区分等

町内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の利用状況」に「利用希望」を加え、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

【認定区分と提供施設】

	認定区分	提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

#### (2) 確保の内容及び実施時期

確保の内容等の設定においては、将来人口推計結果をはじめ、ニーズ調査で把握された量の見込みに過去の利用実績を加味して設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設の確保の内容及び実施時期を定めました。

【教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」】

		令和7年度				令和8年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3~5歳教育のみ	3~5歳保育の必要性あり	0歳保育の必要性あり	1~2歳保育の必要性あり	3~5歳教育のみ	3~5歳保育の必要性あり	0歳保育の必要性あり	1~2歳保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		10人	110人	10人	56人	10人	104人	11人	59人
②確保の内容	幼稚園、保育所、 認定こども園	10人	150人	8人	46人	10人	150人	8人	46人
	地域型保育事業			2人	10人			2人	10人
	合計	10人	150人	10人	56人	10人	150人	10人	56人
②-①		0人	40人	0人	0人	0人	46人	△1人	△3人

		令和9年度				令和10年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3~5歳教育のみ	3~5歳保育の必要性あり	0歳保育の必要性あり	1~2歳保育の必要性あり	3~5歳教育のみ	3~5歳保育の必要性あり	0歳保育の必要性あり	1~2歳保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		9人	95人	8人	61人	8人	108人	9人	51人
②確保の内容	幼稚園、保育所、 認定こども園	10人	150人	8人	49人	8人	150人	8人	49人
	地域型保育事業			2人	7人			2人	7人
	合計	10人	150人	10人	56人	8人	150人	10人	56人
②-①		1人	55人	2人	△5人	0人	42人	1人	5人

		令和11年度			
		1号	2号	3号	
		3~5歳教育のみ	3~5歳保育の必要性あり	0歳保育の必要性あり	1~2歳保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		8人	109人	8人	54人
②確保の内容	幼稚園、保育所、 認定こども園	8人	150人	8人	49人
	地域型保育事業			2人	7人
	合計	8人	150人	10人	56人
②-①		0人	41人	2人	2人

【大町町における0～5歳人口推移予測】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳	106人	109人	106人	98人	99人
3～5歳	112人	113人	101人	113人	114人

【保育所定員・入所者数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
入所者数	132人	142人	134人	128人	130人
定員	240人	240人	240人	240人	240人

### 3 地域子ども・子育て支援事業

令和7年度から5年間における、「地域子ども・子育て支援事業量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を計画明確に定め、各年度の進捗管理を図ります。

#### (1)利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うことともに、こどもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。ニーズを考慮しながら、事業の実施の必要性について検討を行っていきます

##### 【利用者支援事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保の内容	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### (2)地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。現在、本町では実施していないことから、利用者希望数、利用実績等を勘案して、適切な事業目標量を定めます。

##### 【地域子育て支援拠点事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
② 確保の内容	0人日 0(か所)	6人日 1(か所)	6人日 1(か所)	6人日 1(か所)	6人日 1(か所)

※月間延べ利用人数

### (3)妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。本町では妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。出生の届出や母子健康手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

#### 【妊婦健康診査】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		31人	31人	30人	30人	29人
	(健診回数)	434回	434回	420回	420回	406回
② 確保の内容	実施場所	医療機関に委託して実施する				
	実施体制					
	検査項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期	通年				

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定めます。

#### 【乳児家庭全戸訪問事業】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	(訪問人数)	31人	31人	30人	30人	29人
② 量の見込み	(訪問率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
③ 確保の内容	実施体制	3人	3人	3人	3人	3人
	実施機関	子育て・健康課	子育て・健康課	子育て・健康課	子育て・健康課	子育て・健康課

## (5) 養育支援訪問事業

養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行う事業です。関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を行います。

### 【養育支援訪問事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5件	5件	5件	5件	5件

#### ■ 実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	0件	5件	3件	0件	0件

## (6) 子育て短期支援事業

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。本町では、現在ほとんど利用がみられませんが、児童養護施設と連携し、今後もニーズにあわせた対応を図ります。

### 【子育て短期支援事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2人日	2人日	3人日	3人日	3人日
②確保の内容	0人日	2人日	2人日	3人日	3人日

#### ■ 利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## (7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

---

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。現在、本町では実施していませんが、利用見込みに基づき、適切な目標事業量を定めます。

### 【ファミリー・サポート・センター事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	10人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	10人日

## (8)一時預かり事業

---

一時預かり事業は、保護者が疾病や出産及び親族の看護、その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときなどに児童を一時的に預かる事業です。本町では現在実施していませんが、利用希望量を勘案し適切な目標事業量を定めます。

### 【一時預かり事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	450人日	450人日	450人日	450人日	450人日
②確保の内容	0人日 0(か所)	156人日 (1か所)	156人日 (1か所)	156人日 (1か所)	156人日 (1か所)

## (9)延長保育事業

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等に伴う、保育時間帯のニーズを把握し、目標事業量を設定します。現在、大町保育園では勤務時間や通勤時間の都合で開所時間(11時間保育)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

### 【延長保育事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,400人	2,400人	2,400人	2,400人	2,400人
②確保の内容	2,400人 1(か所)	2,400人 1(か所)	2,400人 1(か所)	2,400人 1(か所)	2,400人 1(か所)

### ■ 利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育(延人数)	2,116人	1,022人	1,182人	1,060人	1,043人

## (10)病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所等に併設している病後児保育室で預かる事業です。本町では、近隣市町と連携して対応しており、利用希望量を勘案し適切な目標事業量を定めます。

### 【病児・病後児保育事業】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
②確保の内容	110人日 3(か所)	110人日 3(か所)	110人日 3(か所)	110人日 3(か所)	110人日 3(か所)

### ■ 利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	87人日	106人日	100人日	111人日	92人日

## (11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置されています。本町は、設定した「量の見込み」に対応できるよう、確保の内容及び実施時期(確保方策)を定めます。

### 【放課後児童クラブ】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	64人	64人	67人	57人	56人
低学年	55人	57人	59人	50人	49人
高学年	9人	7人	8人	7人	7人
②確保の内容	60人	60人	60人	60人	60人
②-①	△4人	△4人	△7人	3人	4人

### ■ 利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(登録者数)	59人	64人	66人	67人	52人

## (12)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、保育所等を利用していない満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を実施する事業です。令和8年度から実施することとなっており、本町では、量の見込みに応じて、教育・保育施設間や関係機関との連携を強化し、乳児等が安心して通園できる体制の整備に努めます。

### 【乳児等通園支援事業】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み		13人日	13人日	13人日	13人日
	②確保の内容		13人日	13人日	13人日	13人日
1歳児	①量の見込み		12人日	12人日	12人日	12人日
	②確保の内容		12人日	12人日	12人日	12人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2 歳 児	①量の見込み		6人日	6人日	6人日	6人日
	②確保の内容		6人日	6人日	6人日	6人日

#### 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年度10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

(新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料については、各保育事業者の協力をいただき、無償化のメリットを実感いただけるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料についても法定代理受領を基本とします。)

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ佐賀県による立ち入り調査等に同行するなど、佐賀県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

#### 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に向けて、認定こども園の普及をはじめ、幼児期の教育の充実、保育所・幼稚園・小学校の連携強化に努めます。

## 6 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で、こどもの発達や生活の状況に応じた支援ができるよう、町が中心となり、情報共有・引継ぎを行うとともに、保育士・幼稚園教諭、療育・医療関係者など多職種が連携して支援できる体制の構築を目指します。

また、満3歳以降も、個々のこどもの状況に応じた支援を継続できるように、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設への円滑な移行を支援します。

さらに、保護者が相談できる窓口を周知し、家庭が主体的にこどもの育ちに関わりやすい仕組みを整備するとともに、保護者への説明や面談等を実施し、安心して教育・保育施設に移行できるように支援します。

## 7 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開

### (1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

### (2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、本町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

### (3)労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画は、こども・若者のための総合的な計画として、福祉分野のみならず保健・医療・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など幅広い分野にわたっているため、庁内関係各課や関係機関と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、行政だけではなく、地域においてこども・若者に関わる支援者、学校、企業、地域で活動している団体等との連携を一層強化し、社会全体でこども・若者を支える体制づくりを進めます。あわせて、計画の内容や関連する施策について、広報紙やホームページなどを通じて住民へわかりやすく発信し、理解を深められるよう取組を進めます。

さらに、国や県の施策・制度と連携を図るとともに、近隣市町との広域的な情報共有や協働による取組を推進し、こども・若者の健やかな成長と自立を支援する体制の充実を図ります。

### 2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、庁内関係各課や関係団体が一体となって取り組むとともに、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。

そのため、計画の実施・評価・改善を繰り返すPDCAサイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)を推進し、計画策定後も進行管理を適切に行い、進捗状況や成果を定期的に把握・検証し、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。

### 3 目標指標

国の「こども大綱」において、位置づけられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を踏まえ、計画の最終年度における目標値を定めます。

#### (1)「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

番号	項目	現状値 令和7年 (2025年)	目標値 令和11年 (2029年)	出典
1	「今、幸せだ」と思うこども・若者の割合	86.6%	95.3%	こども計画策定のためのアンケート調査(R7年度)
2	「自分には自分らしさがある」と思うこども・若者の割合	85.7%	91.7%	
3	「どこかに助けってくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	96.9%	現状維持	
4	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	53.8%	73.1%	
5	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	67.3%	78.5%	
6	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	71.3%	85.9%	

## (2)こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

番号	項目		現状値 令和7年 (2025年)	目標値 令和11年 (2029年)	出典
1	安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合		96.9%	現状維持	こども計画策定のためのアンケート調査(R7年度)
2	自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある人の割合		73.1%	80%	
3	いじめの重大事案の発生件数		0件	0件	教育委員会資料
4	不登校児童生徒数	小学生	13人※	減少	教育委員会資料
		中学生	10人※	減少	
5	50歳時点の未婚率	男性	29.18%	減少	国勢調査(R2年)
		女性	19.45%	減少	
6	「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合		79.8%	81%	こども計画策定のためのアンケート調査(R7年度)
7	「子育てが地域の人たちに支えられている」と感じる保護者の割合	未就学児	36.3%	40%	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査(R6年度)
		就学児	34.8%	38%	
8	父親の育児休業取得率	未就学児	8.8%	20%	

※令和6年度の人数